

社会福祉法人設立・運営マニュアル

平成30年4月1日 初版

沖縄県 子ども生活福祉部

目次

第1章 社会福祉法人とは	
1 法的位置づけ	1
2 所轄庁	1
3 社会福祉法人と社会福祉事業の関係	1
4 地域における公益的な取組を実施する責務	2
第2章 実施事業	
1 社会福祉事業	3
2 公益事業	8
3 収益事業	9
第3章 組織	
評議員	11
評議員会	15
理事	20
理事会	24
監事	28
会計監査人	36
評議員、理事、監事又は会計監査人の損害賠償責任	38
社会福祉法で定める罰則	40
第4章 定款	
1 定款の記載事項	48
2 定款の変更	48
3 社会福祉法人定款例	49
第5章 資産	
1 資産の区分と自己所有の原則	67
2 基本財産	70
3 公益事業要財産及び収益事業用財産	72
4 その他財産	72

第6章	会計	
1	会計の処理	73
2	会計年度	73
3	会計の原則	73
4	会計帳簿の整備	74
5	計算書類等の整備	76
6	財産目録等の整備	82
第7章	社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画	
1	社会福祉充実残額と社会福祉充実計画	83
2	社会福祉充実残額	83
3	社会福祉充実計画	87
第8章	役員等の報酬	
1	適正な役員報酬	90
2	関係者への特別の利益供与の禁止	93
第9章	情報公開	94

法

社会福祉法（昭和26年法律第45号）

附則

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）附則

法人法

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

規則

社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）

第1章 社会福祉法人とは

1 法的位置づけ

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき厚生労働大臣、都道府県知事または市長のいずれかの認可を受けて設立される法人です。

なお、社会福祉法人の設立認可を受ける場合には、

- ① 実施する事業
- ② 社会福祉法人の組織設計
- ③ 必要な資産の確保

の3点についてそれぞれ検討し、④社会福祉法人定款を整備する必要があります。

2 所轄庁

社会福祉法人は、厚生労働大臣、都道府県知事または市長（三者をまとめて「所轄庁」といいます。）のいずれかの設立認可を受けて設立され、法人の運営中は所轄庁による監査指導を受け、各種手続きの窓口となります。

この手引きは、沖縄県知事が所轄する社会福祉法人を対象として作成していますので、社会福祉法人の設立をお考えのみなさまは、次ページのフローチャートにより、所轄庁がどこになるのかをあらかじめご確認いただき、各市長が所轄庁となる場合には、各市役所の担当窓口へお問い合わせください。

3 社会福祉法人と社会福祉事業の関係

所轄庁の認可を受けて設立される社会福祉法人は、養護老人ホームや保育所などの社会福祉施設の経営や福祉サービスの提供といった社会福祉事業を行います。

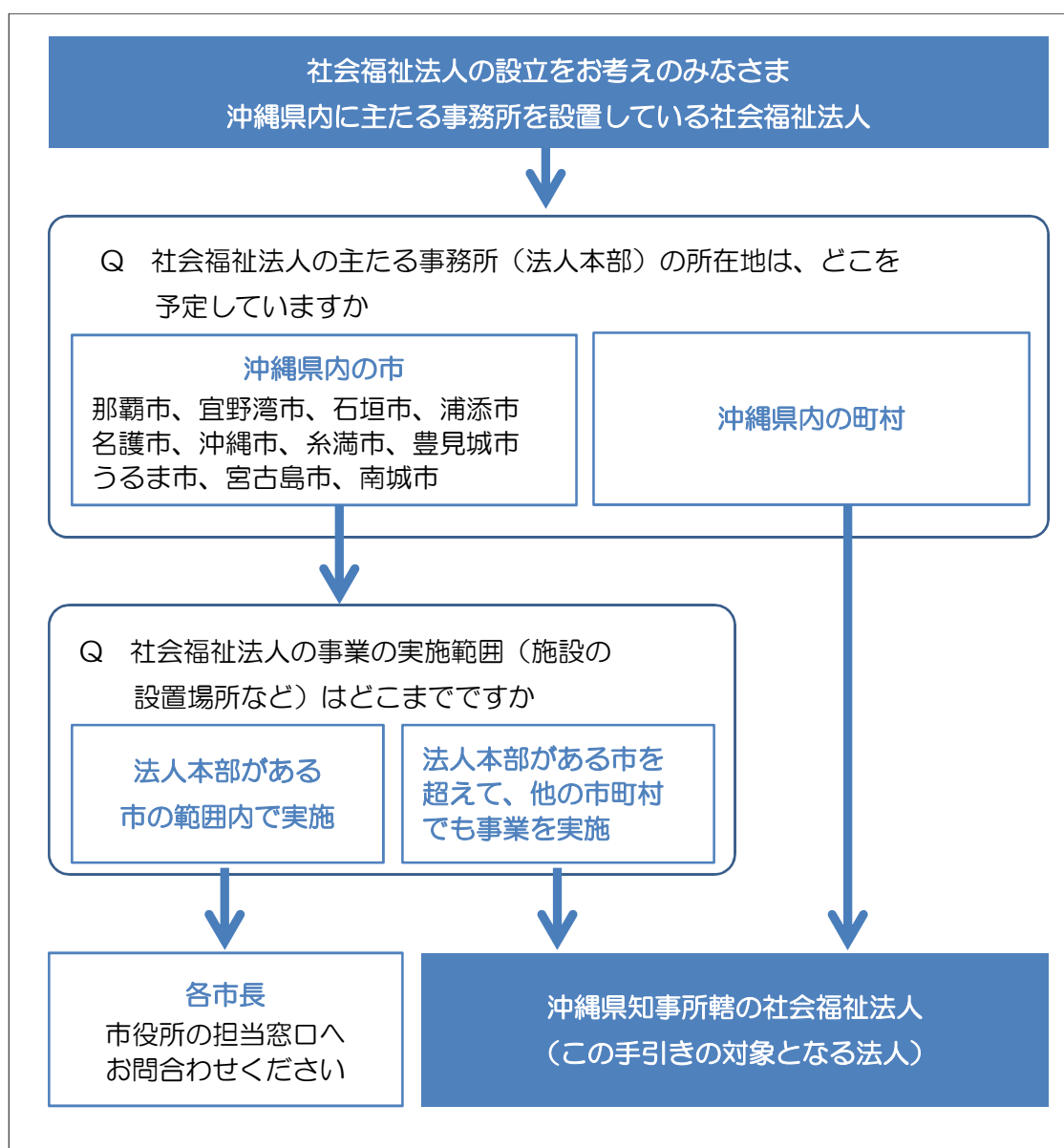
社会福祉法人の設立認可と社会福祉事業の開始は別個のものであり、社会福祉法人の設立認可をもって直ちに社会福祉事業が実施できるものではなく、法人認可の手続きとは別に、社会福祉事業の開始についてもそれぞれ許認可申請（養護老人ホームを経営する場合には、老人福祉法に基づく申請、保育所を経営する場合には児童福祉法に基づく申請）を行う必要があります。

社会福祉事業の開始に係る手続きについては、実施しようとする事業の事業所管課へお問い合わせください。

4 地域における公益的な取組を実施する責務

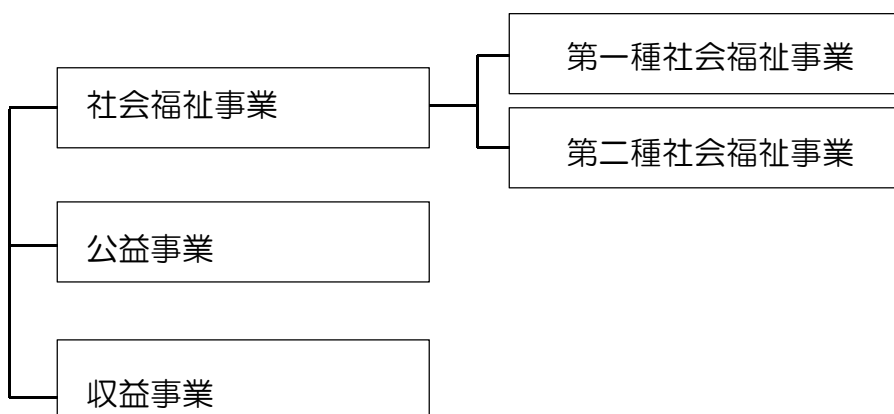
社会福祉法人は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的な役割を果たすだけでなく、他の経営主体では対応困難な福祉サービスの供給を含め、地域におけるさまざまな福祉ニーズを充足するための取組みに積極的に取り組んでいくことを本旨とする存在です。

社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、社会福祉法人の果たすべき役割がますます重要になっていることを踏まえ、こうした社会福祉法人の本旨を社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっての責務として明確に規定されています。



第2章 実施事業

社会福祉法人が実施する事業は大きく「社会福祉事業」「公益事業」及び「収益事業」に分類され、社会福祉事業はさらに「第一種社会福祉事業」と「第二種社会福祉事業」に大別されます。



1 社会福祉事業

社会福祉事業は、社会福祉法人が実施する事業の中核を担うものであり、各事業の性質により「第一種社会福祉事業」と「第二種社会福祉事業」の2つに分けられます。

なお、次に掲げる事業については社会福祉事業には含まれないので注意が必要です。

- ア 更生保護事業法に規定する更生保護事業
- イ 実施期間が6月（第二種社会福祉事業で「第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業」にあつては3月）を超えない事業
- ウ 社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの
- エ 第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業（一部を除く。）であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人（政令で定めるものにあつては、10人）に満たないもの
- オ 第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業の事業に関する連絡又は助成を行う事業のうち、社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成の金額が毎年度500万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度50に満たないもの

(1) 第一種社会福祉事業

次に掲げる社会福祉事業は、事業の実施により提供される福祉サービスの利用者への影響が大きいため、当該事業の継続性、安定性を確保する必要性が高い事業として、第一種社会福祉事業に分類されます。

なお、第一種社会福祉事業の経営は、原則として国、地方公共団体及び社会福祉法人に限定されます。

関係法令	第一種社会福祉事業	事業所管課
生活保護法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設 ・ 生計困難者に対して助葬を行う事業 	福祉政策課
児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児院 ・ 母子生活支援施設 ・ 児童養護施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 児童自立支援施設 	青少年・子ども家庭課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児入所施設 	障害福祉課
老人福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム 	高齢者福祉介護課
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 	障害福祉課
売春防止法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人保護施設 	青少年・子ども家庭課
社会福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授産施設 ・ 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業 	福祉政策課

(2) 第二種社会福祉事業

次に掲げる社会福祉事業は、その事業の実施が社会福祉の増進に貢献するものであり、事業の実施に伴う弊害のおそれが比較的少ない事業として、第二種社会福祉に分類されます。

なお、第二種社会福祉事業の経営主体は、特に限定されません。

関係法令	第二種社会福祉事業	事業所管課
社会福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業 ・生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業 ・生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業 	福祉政策課
	<ul style="list-style-type: none"> ・生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業 	高齢者福祉介護課
	<ul style="list-style-type: none"> ・隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。） ・福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業において提供されるものに限る。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。） ・第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業 	福祉政策課

生活困窮者 自立支援法	<ul style="list-style-type: none"> ・認定生活困窮者就労訓練事業 	福祉政策課
児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援事業 ・障害児相談支援事業 ・児童自立生活援助事業 ・放課後児童健全育成事業 ・子育て短期支援事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・小規模住居型児童養育事業 ・小規模保育事業 ・病児保育事業又は子育て援助活動支援事業 ・助産施設 ・保育所 ・児童厚生施設 ・児童家庭支援センター ・児童福祉の増進について相談に応ずる事業 	<p>（障害児に関する事業） 障害福祉課</p> <p>（上記以外） 子育て支援課</p>
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園 	子育て支援課
母子及び父子並びに寡婦福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭日常生活支援事業 ・父子家庭日常生活支援事業 ・寡婦日常生活支援事業 ・母子・父子福祉施設 	青少年・子ども家庭課
老人福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅介護等事業 ・老人デイサービス事業 ・老人短期入所事業 ・小規模多機能型居宅介護事業 ・認知症対応型老人共同生活援助事業 ・複合型サービス福祉事業 ・老人デイサービスセンター ・老人短期入所施設 ・老人福祉センター ・老人介護支援センター 	高齢者福祉介護課

<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業 ・ 一般相談支援事業 ・ 特定相談支援事業 ・ 移動支援事業 ・ 地域活動支援センター ・ 福祉ホーム 	<p>障害福祉課</p>
<p>身体障害者福祉法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者生活訓練等事業 ・ 手話通訳事業 ・ 介助犬訓練事業 ・ 聴導犬訓練事業 ・ 身体障害者福祉センター ・ 補装具製作施設 ・ 盲導犬訓練施設 ・ 視聴覚障害者情報提供施設 ・ 身体障害者の更生相談に應ずる事業 	<p>障害福祉課</p>
<p>知的障害者福祉法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害者の更生相談に應ずる事業 	<p>障害福祉課</p>

2 公益事業

社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限りにおいて、公益を目的とする事業を行うことができます。

なお、公益事業に関する会計は、実施する社会福祉事業に関する会計から区分し特別の会計として経理する必要があります。

(1) 実施する際の留意事項

公益事業を実施する場合には、次に掲げるすべての事項に留意しなければなりません。

- ア 公益事業を行うことにより、法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること
- イ 社会福祉法人が行う社会福祉事業に対し従たる地位にあること
- ウ 公益性が認められるものであっても、社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと
- エ 公益事業に余剰金を生じたときは、社会福祉法人が実施する社会福祉事業又は公益事業に充てること

(2) 公益事業の実施例

- ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
- イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業
- ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
- エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
- オ 入所施設からの退院・退所を支援する事業
- カ 子育て支援に関する事業
- キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
- ク ボランティアの育成に関する事業
- ケ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
- コ 社会福祉に関する調査研究等

3 収益事業

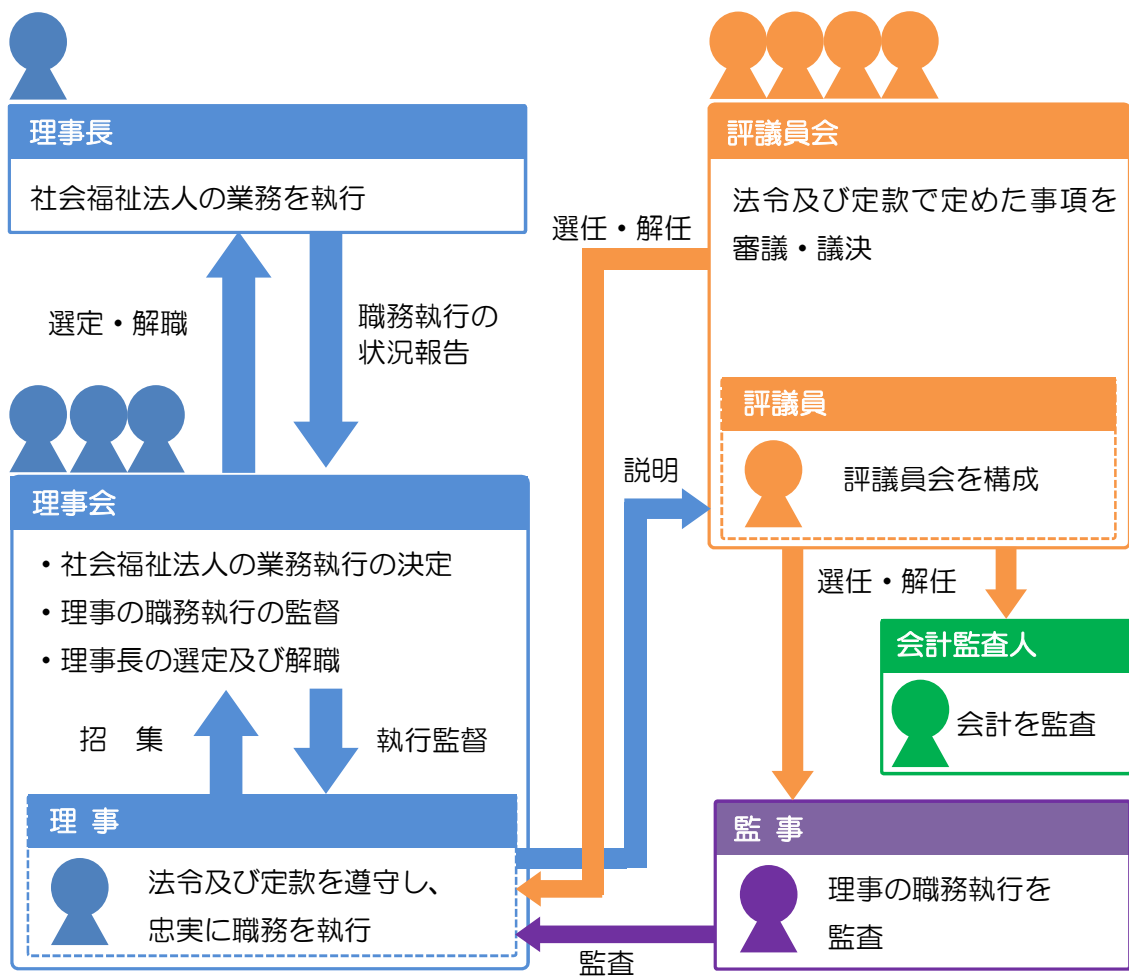
社会福祉法人は、法人が実施する社会福祉事業又は公益事業の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為で、社会通念上事業と認められる程度のものである必要があるものについて、社会福祉事業の経営に支障がない限り、収益事業を行うことができます。

なお、収益事業を実施する場合には、次に掲げるすべての事項に留意する必要があるほか、収益事業に関する会計は、実施する社会福祉事業に関する会計から区分し特別の会計として経理する必要があります。

- ア 収益事業の種類に特別の制限はないが、社会福祉法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの、又は投機的なものは適当でないこと
- イ 法人税法で規定する収益事業の範囲に含まれない事業でも、法人の定款上は収益事業として扱う場合があること
- ウ 収益事業から生じた収益は、社会福祉法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること
- エ 収益事業を行うことにより、社会福祉法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること
- オ 収益事業は、社会福祉法人の行う社会福祉事業に対し、従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと

第3章 組織

社会福祉法人は、評議員・評議員会、理事長・理事・理事会および監事を設置しなければなりません。また、社会福祉法人の事業規模によっては会計監査人を設置する必要があります。



注) 紙面の関係上すべての権限・職務及び設置人数等を表記していない。



評議員

(1) 資格等

① 評議員になることができる者（法第 39 条）

「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任する必要があり、法人において適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではありません。

② 欠格事由（法第 40 条第 1 項ほか）

次に掲げる者は、評議員となることができません。

ア 法人

イ 成年被後見人又は被保佐人

ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

エ ウに該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

オ 法第 56 条第 8 項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

カ 暴力団員等の反社会的勢力の者

③ 兼職禁止（法第 40 条第 2 項）

評議員は、理事及び監事の選任・解任を通じて、理事等の業務執行を監督する立場にあるため、自らが評議員を務める法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできません。

④ 特殊関係者の制限（法第 40 条第 4 項及び第 5 項）

評議員には、評議員間及び評議員と各役員について、次のいずれかの親族等特殊の関係にある者が含まれてはいけません。

ア 配偶者

イ 三親等以内の親族

ウ 次の厚生労働省令で定める特殊の関係がある者

（ア）当該評議員又は役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

（イ）当該評議員又は役員に雇用されている者

（ウ）（ア）及び（イ）に掲げる者以外の者であって、当該評議員又は

役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

- (エ) (イ) 及び (ウ) の配偶者
- (オ) (ア) から (ウ) に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
- (カ) 当該評議員が役員（業務を執行する社員を含む。）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（業務を執行する社員を含む。）又は職員（これらの役員（当該評議員を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）
- (キ) 当該社会福祉法人の役員が役員（業務を執行する社員を含む。）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（業務を執行する社員を含む。）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）
- (ク) 支配している他の社会福祉法人（当該社会福祉法人の役員又は評議員で、評議員の総数の過半数を占めている他の社会福祉法人）の役員又は職員
- (ケ) 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である評議員（これらの評議員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）

(2) 人数（法第40条第3項、附則第10条）

評議員の数は、定款で定めた「理事の員数を超える数」が必要です。

ただし、平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービスマス活動収益の額が4億円を超えない法人については、平成29年4月1日から3年間、「4名以上」とすることができます。

(3) 任期（法第41条）

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです。ただし、定款によって、その任期を選任後「6年」以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長できます。

なお、定款によって、評議員の補欠として選任された評議員の任期を、

任期満了前に退任した評議員の残りの任期が満了する時までとすることは可能です。

(4) 選任（法第 39 条、法第 31 条第 5 項）

定款の定めるところにより、選任する必要があります。なお、理事又は理事会が評議員を選任し、解任するという定款の定めは、効力を有しません。

なお、社会福祉法人定款例では、「評議員選任・解任委員会」を設けて評議員を選任することを想定していますが、評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能です。

(5) 評議員に欠員が生じた場合の措置（法第 42 条）

評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまでのあいだ、評議員としての権利義務を有します。

また、評議員に欠員が生じた場合において、法人の事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、利害関係人の請求又は職権により、所轄庁が一時評議員の職務を行うべき者を選任することがあります。

(6) 権限

① 議題の提案権（法第 45 条の 8 第 4 項）

評議員会の招集権者である理事に対して、評議員会の日々の 4 週間前（定款で短縮可能）までに、評議員会の目的である事項（以下「議題」といいます。）及び招集の理由を示して、評議員会の開催を請求することができます。

② 議案の提案権（法第 45 条の 8 第 4 項）

評議員会の場合において議題の範囲内で議案を提案することができます。

③ 評議員会の招集権（法第 45 条の 9 第 4 項）

評議員会の招集権者である理事に対して、議題及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができます。また、この請求の後遅滞なく招集手続が行われない場合などには、評議員は所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができます。

(7) 法人との関係（法第 38 条）

社会福祉法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従うため、評議員は、委任の本旨に従い、「善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務」を負います。 ※理事及び監事、会計監査人も同様です。



評議員会

(1) 構成（法第 45 条の 8 第 1 項）

評議員会は、全ての評議員で組織されます。

(2) 権限（法第 45 条の 8 第 2 項及び第 3 項、法第 45 条の 9 第 7 項他）

業務執行に関する事項についての意思決定は理事会で行うことになり、評議員会の決議事項は法に規定する事項及び定款で定めた事項に限定されます。

なお、法において評議員会の決議を必要としている事項について、理事、理事会その他評議員会以外の機関が決定するという定款の定めは、効力を有しません。

評議員会での決議を要する主な事項

- ① 理事、監事、会計監査人の選任及び解任（法第 43 条第 1 項、第 45 条の 4）
- ② 理事等の責任の免除（一部又は全部）（法第 45 条の 20 第 4 項）
- ③ 定款の変更（法第 45 条の 36 第 1 項）
- ④ 解散（法第 46 条第 1 項第 1 号）
- ⑤ 吸収合併の承認（法第 52 条）
- ⑥ 新設合併の承認（法第 54 条の 8）
- ⑦ 計算書類の承認（法第 45 条の 30 第 2 項）
- ⑧ 役員報酬等基準の決議（法第 45 条の 35 第 2 項）
- ⑨ 社会福祉充実計画の承認（法第 55 条の 2 第 7 項） など

(3) 運営

法人運営の基本ルールや、決算の承認など事後的な法人運営の確認は、評議員会が最終的な決定を行うことになりますが、評議員会の招集やこれらの事項に係る議案の提案等は、理事、理事会が行うことが原則です。

① 招集（法第 45 条の 9）

評議員会を、招集できる者（ア）が、招集事項を決定（イ）し、招集通知を发出する（ウ）ことで招集します。

なお、評議員全員の同意があれば、招集の手続（イおよびウ）を省略して評議員会を開催することができます。

ア 招集できる者（法第 45 条の 9 第 1 項～第 5 項）

理事は、評議員会を毎会計年度の終了後一定の時期に招集する必要がある（この評議員会を「定時評議員会」といいます。）ほか、必要がある場合には、いつでも招集することができます。

ただし、評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求できるほか、この請求の後遅滞なく招集手続が行われない場合などには、評議員は所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができます。

イ 招集事項の決定（法第 45 条の 9 第 10 項）

評議員会を招集するには、次の項目（招集事項）を理事会の決議により定める必要があります。

（ア）評議員会の日時及び場所

（イ）議題

（ウ）議題に係る議案の概要（議案が確定していない場合はその旨）

ウ 招集通知の発出（法第 45 条の 9 第 10 項）

招集事項を理事会の決議により定めた後、招集事項を記載した招集通知を評議員会の 1 週間前（定款による短縮が可能）までに、各評議員に対して書面で発出する必要があります（ただし、通知を電子メールなどの電磁的方法によって発出することも可能ですが、その場合には評議員の承諾が必要です）。

なお、評議員の全員の同意があれば、招集の手続を省略して、評議員会を開催することができます。

② 決議

ア 決議することができる範囲（法第 45 条の 9 第 9 項）

評議員会は、あらかじめ招集通知で定められた議題以外の事項を決議することができません。

イ 決議に必要な人数（法第 45 条の 9 第 6 項及び第 7 項）

評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって決議することができます。

ただし、次に掲げる評議員会の決議については、議決に加わること

ができる評議員の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって決議する必要があります。

- (ア) 監事の解任（法第45条の9第7項第1号）
- (イ) 理事等の責任の免除（一部又は全部）（同条同項第2号）
- (ウ) 定款の変更（同条同項第3号）
- (エ) 解散（同条同項第4号）
- (オ) 吸収合併及び新設合併の承認（同条同項第5号）

ウ 決議の方法

書面又は電子メールなどの電磁的方法による議決権の行使や、代理人または持ち回りによる議決権の行使はできません。

エ 決議の省略（法第45条の9第10項で準用する法人法第194条）

理事が議題について提案をした場合において、この提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされます。なお、決議を省略した場合には、同意の意思表示をした書面又は電磁的記録を、評議員会の決議があったものとみなされた日から10年間、主たる事務所に備え置く必要があります。

また、議題のすべてについての提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時評議員会が終了したものとみなされます。

(4) 議事録（法第45条の11）

評議員会の議事については、書面又は電磁的記録により、議事録を作成する必要があります。

① 議事録の記載内容

評議員会の議事録の記載内容は次のとおりです。

A 通常の評議員会の場合

- ア 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

- イ 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- ウ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- エ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ・ 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - ・ 会計監査人が、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について意見を述べたとき
 - ・ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ・ 会計監査人を辞任した又は解任された者が、辞任後又は解任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由又は解任についての意見を述べたとき
 - ・ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
 - ・ 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき
 - ・ 計算書類及びその附属明細書について会計監査人が監事と意見を異にするため、定時評議員会において意見を述べたとき
 - ・ 会計監査人が出席要求に基づき定時評議員会に出席した意見を述べたとき
- オ 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称
- カ 評議員会に議長が存するときは、議長の氏名
- キ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

B 評議員会の決議を省略した場合

- ア 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- イ アの事項の提案をした者の氏名
- ウ 評議員会の決議があったものとみなされた日
- エ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

C 評議員会への報告を省略した場合

- ア 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- イ 評議員会への報告があったものとみなされた日
- ウ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

② 議事録への署名押印

評議員会の議事録は、理事会の議事録とは異なり法による議事録への署名等を求めています。議事録の改ざん防止等のために議事録作成者が記名押印することが望ましいです。

③ 議事録の備置き及び閲覧等の請求

評議員会の議事録を、主たる事務所には評議員会の日から10年間、その写しを、従たる事務所には評議員会の日から5年間、それぞれ備え置かなければなりません。

また、評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内であれば、いつでも議事録の閲覧又は謄写の請求ができます。

(5) 計算書類等（法第45条の32第1項及び第2項）

計算書類等を、主たる事務所には定時評議員会の2週間前日から5年間、従たる事務所にはその写しを定時評議員会の日から2週間前日から3年間、備置く必要があります。

ただし、計算書類等を電磁的記録で作成し、閲覧請求や交付請求に応じることができる厚生労働省令で定める措置をとっている場合は、従たる事務所には備え置かなくても構いません。

(1) 資格等（法第 44 条第 1 項、第 4 項及び第 6 項）

① 資格要件（法第 44 条第 4 項）

理事には、次に掲げる者が含まれなければなりません。

- ア 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- イ 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- ウ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者

② 欠格事由（法第 44 条第 1 項ほか）

次に掲げる者は、理事となることができません。

- ア 法人
- イ 成年被後見人又は被保佐人
- ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- エ ウに該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- オ 法第 56 条第 8 項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- カ 暴力団員等の反社会的勢力の者

③ 特殊関係者の制限（法第 44 条第 6 項）

理事には、理事本人を含め、各理事について、次のいずれかの親族等特殊の関係にある者が理事総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはいけません。ただし、理事総数の 3 分の 1 以内であっても、理事の親族等特殊関係者の上限は 3 人です。

- ア 配偶者
- イ 三親等以内の親族
- ウ 次の厚生労働省令で定める特殊の関係がある者
 - (ア) 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - (イ) 当該理事に雇用されている者
 - (ウ) (ア) 及び (イ) に掲げる者以外の者であって、当該理事から受

- ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- (エ) (イ) 及び (ウ) の配偶者
 - (オ) (ア) から (ウ) に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
 - (カ) 当該理事が役員（業務を執行する社員を含む。）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（業務を執行する社員を含む。）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）
 - (キ) 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である理事（これらの理事が当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）

(2) 人数（法第 44 条第 3 項）

理事は、6名以上必要です。

(3) 任期（法第 45 条）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです。ただし、定款によって、その任期を短縮することができます。

(4) 選任及び解任（法第 43 条第 1 項、第 45 条の 4 第 1 項）

① 選任

理事は、評議員会の決議によって選任されます。

なお、補欠の理事として選任する場合には、次に掲げる事項についてもあわせて決定する必要があります（規則第2条の9第2項）。

- ア 候補者が補欠の理事である旨
- イ 候補者を1名又は2名以上の特定の理事の補欠として選任するときは、その旨及びその特定の理事の氏名
- ウ 同一の理事（2名以上の理事の補欠として選任した場合にあっては、その2名以上の理事）につき2名以上の補欠の理事を選任するときは、その補欠の理事相互間の優先順位
- エ 補欠の理事について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続き

② 解任

理事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができます。

- ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- ② 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

解任権の行使

(平成 28 年 6 月 20 日付事務連絡、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課)



理事等の選任・解任は、安定的な法人運営や利用者の処遇に及ぼす影響が大きいため、評議員会による解任権が濫用されることがあってはならず、理事等が形式的に職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したという事実や健康状態のみをもって解任することはできず、現に法人運営に重大な損害を及ぼし、又は、適正な事業運営を阻害するような理事等の不適正な行為など重大な義務違反等がある場合に限定されます。

(5) 理事に欠員が生じた場合の措置 (法第 45 条の 6 第 1 項及び第 2 項)

役員(理事及び監事)に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまでのあいだ、役員としての権利義務を有します。

また、役員に欠員が生じた場合において、法人の事務が遅滞することにより、損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁が利害関係人の請求又は職権により、一時理事の職務を行うべき者を選任することがあります。

(6) 職務及び権限 (法第 45 条の 16、法第 45 条の 17 他)

理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければなりません。それぞれ以下に定める職務及び権限を有します。

① 理事長

ア 選任 (法第 45 条の 13 第 3 項)

理事会は、理事の中から理事長 1 人を選任する必要があります。

イ 権限 (法第 45 条の 17 第 1 項)

理事長は、法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有します。

ウ 職務 (法第 45 条の 16 第 3 項、法第 45 条の 14 第 9 項)

理事長は、理事会の決定に基づき、法人の内部的・対外的な業務を執行します。また、自己の職務の執行の状況を 3 月に 1 回以上、理事会に報告しなければなりません。なお、定款によって、毎会計年度に

4月を超える間隔で2回以上報告する旨を定めることができます。ただし、この報告を省略することはできません。

② 業務執行理事（任意）

ア 選任（法第45条の16第2項第2号）

理事長以外にも法人の業務を執行する理事を理事会で選定することができます。

イ 権限（法第45条の17）

業務執行理事は、理事長と違い代表権はないため、対外的な業務を執行する権限はありません。

ウ 職務（法第45条の16第3項、法第45条の14第9項）

業務執行理事は、理事会の決定に基づき、法人の内部的な業務を執行します。また、自己の職務の執行の状況を3月に1回以上、理事会に報告しなければなりません。なお、定款によって、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上報告する旨を定めることができます。ただし、この報告を省略することはできません。

③ ①及び②以外の理事（法第45条の13第2項）

理事長及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに、理事長や他の理事の職務の執行を監督する役割を担います。

（7）法人との関係（法第38条、法第45条の16第1項及び第4項）

社会福祉法人と理事との関係は、委任に関する規定に従うため、理事は、委任の本旨に従い、「善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務」を負います。※監事、評議員又は会計監査人も同様です。

また、理事には、善管注意義務、忠実義務のほか、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときの監事への報告義務が課されています。



理事会

(1) 構成（法第 45 条の 13 第 1 項、45 条の 18 第 3 項）

理事会は、全ての理事で組織されます。

なお、監事は、理事会へ出席する義務があり、必要があると認める場合は意見を述べなければなりません。

(2) 権限（法第 45 条の 13 第 2 項及び第 4 項）

理事会は、次に掲げる職務を行います。

- ① 社会福祉法人の業務執行の決定（法第 45 条の 13 第 2 項第 1 号）
- ② 理事の職務の執行の監督（同条同項第 2 号）
- ③ 理事長の選定及び解職（同条同項第 3 号）

ただし、理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができません。

- ① 重要な財産の処分及び譲受け（法第 45 条の 13 第 4 項第 1 号）
- ② 多額の借財（同条同項第 2 号）
- ③ 重要な役割を担う職員の選任及び解任（同条同項第 3 号）
- ④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止（同条同項第 4 号）
- ⑤ 内部管理体制の整備（同条同項第 5 号）
- ⑥ 理事等の責任の免除（同条同項第 6 号）

(3) 運営

① 招集（法第 45 条の 14 第 1 項～3 項及び第 9 項）

理事会を、招集できる者（ア）が、招集通知を発出する（イ）ことで招集します。

ア 招集できる者（法第 45 条の 14 第 1 項～第 3 項）

理事会は、各理事が招集しますが、定款又は理事会の決議により特定の理事を招集権者とすることもできます。

特定の理事を招集権者として定めるときは、招集権者以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができるほか、この請求のあった日から 5 日以内に、当該請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通

知が発せられない場合には、この請求をした理事は、理事会を招集することができます。

イ 招集通知（法第 45 条の 14 第 9 項）

理事会を招集する者は、理事会の日の原則として 1 週間前（定款による短縮が可能）までに、理事及び監事の全員に通知を発しなればなりません。

通知の方法については、評議員会の招集と異なり、限定はなく、書面や口頭その他の方法で行って差し支えありません。また、議題を通知することも必須ではありません。

なお、理事及び監事全員の同意があれば、招集の手続を省略して、理事会を開催することができます。

② 決議

ア 決議に必要な人数（法第 45 条の 14 第 4 項、第 5 項及び第 8 項）

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって決議することができます。

また、理事会の決議に参加した理事であって議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定されます。

イ 決議の方法（法第 38 条、民法第 644 条）

書面又は電子メールなどの電磁的方法による議決の行使や、代理人または持ち回りによる議決権の行使はできません。

ウ 決議の省略（法第 45 条の 14 第 9 項）

定款の定めるところにより、理事の提案について、あらかじめ、この提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされます。

ただし、法第 45 条の 16 第 3 項の規定による業務の執行状況に関する理事長及び業務執行理事の報告を省略することはできません。

(4) 議事録

理事会の議事については、書面又は電磁的記録により議事録を作成する必要があります。

① 議事録への記載内容（法第45条の14第6項）

理事会の議事録の記載内容は次のとおりです。

A 通常の理事会の場合

- ア 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- イ 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨（ただし、理事長等の所定の招集権者が招集を行った場合には、記載不要）
 - ・ 理事の請求を受けて招集されたもの
 - ・ 理事の請求があつたにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの
 - ・ 監事の請求を受けて招集されたもの
 - ・ 監事が招集したもの
- ウ 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- エ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- オ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ・ 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告
 - ・ 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告
 - ・ 理事会で述べられた監事の意見
- カ 定款で議事録署名人を出席した理事長及び監事とする旨を定めているときは、理事長以外の理事であつて、理事会に出席した者の氏名
- キ 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称
- ク 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

B 理事会の決議を省略した場合

- ア 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- イ アの事項の提案をした理事の氏名
- ウ 理事会の決議があつたものとみなされた日
- エ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

C 理事会への報告を省略した場合

ア 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

イ 理事会への報告が要しないものとされた日

ウ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

※ただし、法第 45 条の 16 第 3 項の規定による業務の執行状況に関する
理事長及び業務執行理事の報告を省略することはできません。

② 議事録への記名押印

議事録が書面で作成されている場合には、出席した理事（定款で署名又は記名押印しなければならない者を「出席した理事長」と定めた場合には、当該出席した理事長）及び監事はこれに署名又は記名押印する必要があります。また、議事録が電磁記録で作成されている場合には、電子署名により記名押印しなければなりません。

③ 議事録の備置き・閲覧（法第 45 条の 15）

作成された議事録は、主たる事務所には理事会の日から 10 年間備え置かなければなりません。理事会の決議を省略した場合における提案につき、理事全員が同意の意思を表した書面又は電磁的記録も同様です。

また、評議員は、社会福祉法人の業務時間内であれば、いつでも議事録の閲覧又は謄写の請求ができます。

債権者は、理事又は監事の責任を追及するために必要があるときは、裁判所の許可を得たうえで議事録の閲覧又は謄写の請求ができます。

(1) 資格等（法第 44 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 7 項）

① 資格要件（法第 44 条第 5 項）

監事には、次に掲げる者が含まれなければなりません。

- ア 社会福祉事業について識見を有する者
- イ 財務管理について識見を有する者

② 欠格事由（法第 44 条第 1 項ほか）

次に掲げる者は、監事となることができません。

- ア 法人
- イ 成年被後見人又は被保佐人
- ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- エ ウに該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- オ 法第 56 条第 8 項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- カ 暴力団員等の反社会的勢力の者

③ 兼職禁止（法第 44 条第 2 項）

監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることはできません。

④ 特殊関係者の制限（法第 44 条第 7 項）

監事には、各役員について、次のいずれかの親族等特殊の関係にある者が含まれてはいけません。

- ア 配偶者
- イ 三親等以内の親族
- ウ 次の厚生労働省令で定める特殊の関係がある者
 - (ア) 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - (イ) 当該役員に雇用されている者
 - (ウ) (ア) 及び (イ) に掲げる者以外の者であって、当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - (エ) (イ) 及び (ウ) の配偶者

- (オ) (ア) から (ウ) に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
- (カ) 当該理事が役員（業務を執行する社員を含む。）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（業務を執行する社員を含む。）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）
- (キ) 当該監事が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員（当該監事を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）
- (ク) 支配している他の社会福祉法人の理事又は職員
- (ケ) 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である監事（これらの監事が当該社会福祉法人の監事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）

(2) 人数（法第 44 条第 3 項）

監事は、2人以上必要です。

(3) 任期（法第 45 条）

監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです。ただし、定款によって、その任期を短縮することができます。

(4) 選任及び解任（法第 43 条第 1 項及び第 3 項、第 45 条の 4 第 1 項）

① 選任

監事は、評議員会の決議によって選任されます。なお、次の監事の選任に係る事項は、監事の過半数をもって決定します。

- ア 理事が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するための同意
- イ 監事が理事に対して行う、監事の選任を評議員会の目的とするものの請求
- ウ 監事が理事に対して行う、監事の選任に関する議案を評議員会に提出することの請求

② 補欠の監事の選任

補欠の監事として選任する場合には、次に掲げる事項についてもあわせて決定する必要があります（規則第2条の9第2項）。

- ア 候補者が補欠の監事である旨
- イ 候補者を1名又は2名以上の特定の監事の補欠として選任するときは、その旨及びその特定の監事の氏名
- ウ 同一の監事（2名以上の監事の補欠として選任した場合にあっては、その2名以上の監事）につき2名以上の補欠の監事を選任するときは、その補欠の監事相互間の優先順位
- エ 補欠の監事について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続き

③ 解任

監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができます。

- ア 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- イ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(5) 監事に欠員が生じた場合の措置（法第45条の6第1項及び第2項）

役員（理事及び監事）に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまでのあいだ、役員としての権利義務を有します。

また、役員に欠員が生じた場合において、法人の事務が遅滞することにより、損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁が利害関係人の請求又は職権により、一時監事の職務を行うべき者を選任することができます。

(6) 職務及び権限（法第45条の18）

① 職務

監事は、法人の業務監督及び会計監査を行うことを職務とします。この場合において、監事は、次のとおり監査報告を作成しなければなりません。

なお、監査報告は、次に掲げるいずれか遅い日までに作成して、特定理事（監査報告を受ける理事を定めている場合にはその理事、定めていない場合には監査を受けるべき計算書類の作成に関する職務を行った理事）に対して通知する必要があります（規則第2条の28第1項）。

- (ア) 計算関係書類のうち計算書類の全部を監事が受領した日から4週間を経過した日
- (イ) 計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を監事が受領した日から1週間を経過した日
- (ウ) 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日

ア 計算関係書類・財産目録の監査（規則第2条の27及び第2条の40第2項）

監事は、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければなりません。

- (ア) 監事の監査の方法及びその内容
- (イ) 計算関係書類が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- (ウ) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- (エ) 追記情報（会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な偶発事象などの事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項）
- (オ) 監査報告を作成した日

イ 事業報告等の監査（規則第2条の36）

監事は、事業報告等（事業報告及びその附属明細書）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければなりません。

- (ア) 監事の監査の方法及びその内容
- (イ) 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- (ウ) 当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (エ) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- (オ) 内部管理体制の整備に関する決定又は決議の内容の概要及び

当該体制の運用状況の概要(監査の範囲に属さないものを除く)がある場合において、当該事項の内容が相当でない認めるときは、その旨及びその理由 ※初年度は該当なし。

(カ) 監査報告を作成した日

監査報告書の記載例

監査報告書

平成29年〇月〇日

社会福祉法人〇〇福祉会
理事長 〇〇 〇〇 殿

監事 〇〇 〇〇 印
監事 〇〇 〇〇 印

私たち監事は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

注) この計算関係書類・財産目録及び事業報告等の監査報告を一本化している

② 監事の義務（法第 45 条の 18 第 1 項）

監事は、理事会または評議員会に対して次の義務を負います。

ア 理事会への報告義務

監事は、次のいずれかに該当するときは、その旨を理事会に報告しなければなりません。

- （ア）理事が不正の行為をしたとき
- （イ）理事が不正の行為をするおそれがあると認めるとき
- （ウ）法令・定款に違反する事実があるとき
- （エ）著しく不当な事実があるとき

イ 理事会への出席義務

監事は、理事会に出席し、必要があると認める場合ときは、意見を述べなければなりません。

ウ 評議員会に対する報告義務

監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項があるとき、その結果を評議員会に報告しなければなりません。

③ 権限（法第 45 条の 18 第 2 項及び第 3 項）

ア 報告徴収及び調査

監事は、法人の業務監督及び会計監査の遂行のため、いつでも、理事及び当該社会福祉法人の職員に対して事業の報告を求め、また、当該社会福祉法人の業務及び財産の状況を調査することができます。

イ 理事会招集の請求

監事は、理事が不正の行為をしたとき、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は、法令・定款に違反する事実、著しく不当な事実があるとき、理事に対して理事会の招集を請求することができます。

その際、この請求を行った日から 5 日以内に、当該請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、この請求をした監事は、理事会を招集することができます。

(7) 法人との関係（法第 38 条）

社会福祉法人と監事との関係は、委任に関する規定に従うため、監事は、委任の本旨に従い、「善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務」を負います。※理事、評議員又は会計監査人も同様です。



会計監査人

(1) 設置義務及び任意設置（法第 37 条、第 36 条第 2 項）

会計監査人の設置が義務づけられている法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第 2 号第 1 様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が 30 億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第 3 号第 1 様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が 60 億円を超える法人（「特定社会福祉法人」といいます。）です。

また、特定社会福祉法人以外の社会福祉法人は、定款の定めによって、会計監査人を置くことができます。

(2) 資格（法第 45 条の 2 第 1 項及び第 3 項）

会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければなりません。

また、公認会計士法の規定により、計算書類について監査することができない者は会計監査人になることはできません。

(3) 任期（法第 45 条の 3 第 1 項）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです。

なお、定時評議員会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなされます。

(4) 選任及び解任（法第 43 条第 1 項、第 45 条の 4 第 2 項、第 45 条の 5）

会計監査人は、評議員会の決議によって選任されます。

また、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議又は監事の全員の同意によって解任することができるとされています。

- ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- ② 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- ③ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(5) 会計監査人に欠員が生じた場合の措置（法第 45 条の 6 第 3 項及び第 4 項）

会計監査人に欠員が生じたにも係わらず、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければなりません。

(6) 職務及び権限

① 職務（法第 45 条の 19 第 1 項及び第 2 項）

会計監査人は、社会福祉法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を監査し、厚生労働省令で定めるところにより会計監査報告を作成しなければなりません。

② 権限（法第 45 条の 19 第 2 項～第 4 項）

ア 書類の閲覧等及び報告徴収

会計監査人は、法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を監査し、会計監査報告を作成するため、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録を含む。）の閲覧及び謄写をし、理事及び当該会計監査人設置社会福祉法人の職員に対して会計に関する報告を求めることができます。

イ 調査

会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、当該社会福祉法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(7) 法人との関係（法第 38 条）

社会福祉法人と会計監査人との関係は、委任に関する規定に従うため、会計監査人は、委任の本旨に従い、「善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務」を負います。※理事及び監事、評議員も同様です。



評議員、理事、監事又は会計監査人の損害賠償責任

(1) 社会福祉法人に対する責任

① 責任の範囲

評議員、理事、監事又は会計監査人は、社会福祉法人に対し、その任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任を負います。

なお、「任務を怠ったこと」とは、評議員、理事、監事又は会計監査人と法人との関係が委任に関する規定に従うことから、法人に対する善管注意義務違反（理事の場合には、忠実義務違反を含む。）を指します。



評議員の責任

評議員には業務執行権がなく、評議員会という会議体の構成員としての任務を行うものであることから、個々の評議員の任務懈怠により法人に直接損害が発生するケースは少ないものと考えられます。

② 損害賠償責任の免除

ア 総評議員の同意による免除（法第 45 条の 20 第4項で準用する法人法第 112 条）

評議員、理事、監事又は会計監査人の社会福祉法人に対する責任は、原則として総評議員の同意がなければ免除することができません。

イ 評議員会の特別決議による一部免除（法第 45 条の 20 第4項で準用する法人法第 113 条）

法人の理事、監事又は会計監査人が、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合には、その賠償責任を負う額のうち、理事、監事又は会計監査人が社会福祉法人の業務執行の対価として受ける財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額に理事長は6、業務執行理事は4、理事・監事・会計監査人は2を乗じた額（最低責任限度額といいます。）を超える部分については、評議員会の決議により免除することができます。

なお、理事、監事又は会計監査人の責任の免除に関する議案を評議員会に提出する場合には、各監事の同意を得る必要があります。

賠償責任を負う額

最低責任限度額（1年分の報酬等額×係数）

← 一部免除できる範囲 →

ウ 理事会の決議による一部免除（法第 45 条の 20 第4項で準用する 法人法第 114 条）

理事、監事又は会計監査人の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要があると認める場合には、その賠償責任を負う額のうち最低限度額（上記イを参照）を超える部分について理事会の決議によって免除することができる旨を定款で定めることができます。

なお、その旨を定款で定める議案を評議員会に提出する場合、又は定款の定めに基づく理事、監事又は会計監査人の責任の免除について理事会に議案を提出する場合には、いずれも各監事の同意が必要です。

（2）第三者に対する責任（法第 45 条の 21）

評議員、理事、監事又は会計監査人の任務懈怠によって第三者に損害を与えたとき、職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合には第三者に対して責任を負います。

また、次の行為をした場合においても同様の責任を負います（ただし、注意を怠らなかつたことを証明したときは責任を負いません。）

ア 理事

- ① 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
- ② 虚偽の登記
- ③ 虚偽の公告

イ 監事

監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ウ 会計監査人

会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

（3）連帯責任（法第 45 条の 22）

評議員、理事、監事又は会計監査人が上記（1）（2）の責任を負う場合において、他の評議員、理事、監事又は会計監査人も同じ損害の賠償責任を負う場合には、これらの者は連帯して責任を負います。

社会福祉法で定める罰則

社会福祉法の改正により、次のとおり罰則規定が整理又は新設されています。なお、社会福祉法以外の法令等で定める罰則（例：刑法など）が適用される場合もあります。

法…………… 社会福祉法
 法人法…………… 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

1 法第 130 条の 2 に規定する罰則

行為主体	行 為（構成要件）	罰 則
○評議員、理事又は監事 ○民事保全法第 56 条に規定する仮処分命令により選任された評議員、理事又は監事の職務を代行する者 ○法第 42 条第 2 項又は第 45 条の 6 第 2 項（第 45 条の 17 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時評議員、理事、監事又は理事長の職務を行うべき者	自己若しくは第三者の利益を図り又は社会福祉法人に損害を加える目的で、その任務の背く行為をし、当該社会福祉法人に財産上の損害を加えること	7 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金（併科規定あり） ※未遂も処罰対象
○清算人 ○民事保全法第 56 条に規定する仮処分命令により選任された清算人の職務を代行する者 ○法第 46 条の 7 第 3 項において準用する法人法第 75 条第 2 項の規定により選任された一時清算人又は清算法人の監事の職務を行うべき者 ○法第 46 条の 11 第 7 項において準用する法人法第 79 条第 2 項の規定により選任された一時代表清算人の職務を行うべき者 ○法第 46 条の 7 第 3 項において準用する法人法第 175 条第 2 項の規定により選任された一時清算法人の評議員の職務を行うべき者	自己若しくは第三者の利益を図り又は清算法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該清算法人に財産上の損害を加えること	

2 法第 130 条の3に規定する罰則

行為主体	行 為（構成要件）	罰 則
<p>○評議員、理事又は監事</p> <p>○民事保全法第 56 条に規定する仮処分命令により選任された評議員、理事又は監事の職務を代行する者</p> <p>○法第 42 条第 2 項又は第 45 条の 6 第 2 項（第 45 条の 17 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時評議員、理事、監事又は理事長の職務を行うべき者</p> <p>○清算人</p> <p>○民事保全法第 56 条に規定する仮処分命令により選任された清算人の職務を代行する者</p> <p>○法第 46 条の 7 第 3 項において準用する法人法第 75 条第 2 項の規定により選任された一時清算人又は清算法人の監事の職務を行うべき者</p> <p>○法第 46 条の 11 第 7 項において準用する法人法第 79 条第 2 項の規定により選任された一時代表清算人の職務を行うべき者</p> <p>○法第 46 条の 7 第 3 項において準用する法人法第 175 条第 2 項の規定により選任された一時清算法人の評議員の職務を行うべき者</p>	<p>その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をすること</p>	<p>5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金</p>
<p>○会計監査人又は法第 45 条の 6 第 3 項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者（法人であるときは、その行為をした会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の職務を行うべき者）</p>		
<p>○右の行為をした者</p>	<p>上記の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をすること</p>	<p>3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金</p>

3 法第 130 条の6に規定する罰則

行為主体	行 為（構成要件）	罰 則
○右の行為をした者	法第 95 条の4（法第 101 条及び第 106 条において準用する場合を含む。）又は法第 95 条の5 第2項の規定に違反すること	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

4 法第 131 条および第 132 条に規定する罰則

行為主体	行 為（構成要件）	罰 則
○右の行為をした者	法第 57 条に規定する停止命令に違反して引き続きその事業を行うこと	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
	法第 62 条第 2 項又は第 67 条第 2 項の規定に違反して社会福祉事業を経営すること	
	法第 72 条第 1 項から第 3 項まで（これらの規定を第 73 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する制限若しくは停止の命令に違反すること	
	法第 72 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により許可を取り消されたにもかかわらず、引き続きその社会福祉事業を経営すること	
○法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者	その法人又は人の事業に関し、上記の行為をすること	

5 法第 133 条に規定する罰則

行為主体	行 為（構成要件）	罰 則
○評議員、理事、監事、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員 ○清算人 ○民事保全法第 56 条に規定する仮処分命令により選任された評議員、理事、監事若しくは清算人の職務を代行する者 ○法第 130 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する一時評議員、理事、監事若しくは理事長の職務を行うべき者 ○法第 130 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する一時清算人若しくは	この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠ること	20 万円以下の過料
	法第 46 条の 12 第 1 項、第 46 条の 30 第 1 項、第 53 条第 1 項、第 54 条の 3 第 1 項又は第 54 条の 9 第 1 項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をすること	
	法第 34 条の 2 第 2 項若しくは第 3 項、第 45 条の 11 第 4 項、第 45 条の 15 第 2 項若しくは第 3 項、第 45 条の 19 第 3 項、第 45 条の 25、第 45 条の 32 第 3 項若しくは第 4 項、第 45 条の	





<p>清算法人の監事の職務を行うべき者</p> <p>○法第 130 条の2第2項第4号に規定する一時代表清算人の職務を行うべき者</p> <p>○法第 130 条の2第2項第5号に規定する一時清算法人の評議員の職務を行うべき者</p> <p>○法第 130 条の3第1項第2号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者</p>	<p>34 第3項、第 46 条の 20 第2項若しくは第3項、第 46 条の 26 第2項、第 51 条第2項、第 54 条第2項、第 54 条の4第3項、第 54 条の7第2項若しくは第 54 条の11 第3項の規定又は第 45 条の9第 10 項において準用する法人法第 194 条第3項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒むこと</p>	
	<p>法第45条の36第4項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をすること</p>	
	<p>定款、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、収支計算書、事業報告、事務報告、法第 45 条の27 第2項若しくは第46条の 24 第1項の附属明細書、監査報告、会計監査報告、決算報告又は法第 51 条第1項、第 54 条第1項、第 54 条の4第1項、第 54 条の7第1項若しくは第 54 条の 11 第1項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をすること</p>	
	<p>法第 34 条の2第1項、第 45 条の 11 第2項若しくは第3項、第 45 条の 15 第1項、第 45 条の 32 第1項若しくは第2項、第 45 条の 34 第1項、第 46 条の 20 第1項、第 46 条の 26 第1項、第 51 条第1項、第 54 条第1項、第 54 条の4第2項、第 54 条の7第1項若しくは第 54 条の11 第2項の規定又は第 45 条の9第 10 項において準用する法人法第 194 条第2項の規定に違反して、帳簿又は書類若し</p>	

	くは電磁的記録を備え置かないこと	
	法第46条の2第2項又は第46条の12第1項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠ること	
	清算の結了を遅延させる目的で、法第46条の30第1項の期間を不当に定めること	
	法第46条の31第1項の規定に違反して、債務の弁済をすること	
	法第46条の33の規定に違反して、清算法人の財産を引き渡すこと	
	法第53条第3項、第54条の3第3項又は第54条の9第3項の規定に違反して、吸収合併又は新設合併をすること	
	法第56条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避すること	

6 法第134条に規定する罰則

行為主体	行為（構成要件）	罰則
○右の行為をした者	法第23条又は第113条第4項の規定に違反すること	10万円以下の過料

■ 経営組織一覧表 （カッコ内は改正後の社会福祉法の条文を示しています）

	 評議員	 理事	 監事	 会計監査人
員数	理事の員数を超える数（40条第3項） ※小規模法人については平成29年4月1日から3年間、4名以上	6名以上（44条第3項）	2名以上（44条第3項）	法人に応じて
資格要件	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者	理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない（44条第4項） ①社会福祉事業の経営に関する識見を有する者 ②当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者 ③当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者	監事には、次に掲げる者が含まなければならない（44条第5項） ①社会福祉事業について識見を有する者 ②財務管理について識見を有する者	会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない（45条の2第1項） 公認会計士法の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人になることができない（同条第3項）
選任・解任方法	定款で定める方法による（39条） ※理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効	評議員会の決議による（43条第1項、45条の4第1項）	評議員会の決議による（43条第1項、45条の4第1項） ※理事による、監事の選任に関する議案の評議員会への提出に対する監事の同意又は請求については、監事の過半数をもって決定する（43条第3項で準用する法人法72条）	【選任方法】 評議員会の決議による（43条第1項） ※理事が評議員会に提出する、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する（43条第3項で準用する法人法73条第1項） 【解任方法】 会計監査人が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任できる（45条の4第2項）。 また、監事は、次のいずれかに該当するときは、

				<p>監事の全員の同意によって、解任することができる（45条の5第1項）。監事全員の同意により解任した場合は、監事の互選によって定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない（45条の5第3項）。</p> <p>①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき ②会計監査人としてふさわしくない非行があったとき ③心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき</p> <p>※理事が評議員会へ提出する会計監査人の解任に関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する（43条第3項で準用する法人法73条第1項）</p>
任期	<p>選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（41条第1項）</p> <p>※定款で「4年」を「6年」まで伸長することが可能</p>	<p>選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（45条）</p> <p>※定款で、その任期を短縮することも可能</p>	（理事に同じ）	<p>選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（45条の3第1項）</p> <p>※定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされる（45条の3第2項）</p>

第4章 定款

1 定款の記載事項（法第31条第1項）

社会福祉法人の定款は、少なくとも次に掲げる事項を定める必要があります。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 社会福祉事業の種類
- ④ 事務所の所在地
- ⑤ 評議員及び評議員会に関する事項
- ⑥ 役員（理事及び監事）の定数その他役員に関する事項
- ⑦ 理事会に関する事項
- ⑧ 会計監査人を置く場合には、これに関する事項
- ⑨ 資産に関する事項
- ⑩ 会計に関する事項
- ⑪ 公益事業を行う場合には、その種類
- ⑫ 収益事業を行う場合には、その種類
- ⑬ 解散に関する事項
- ⑭ 定款の変更に関する事項
- ⑮ 公告の方法

2 定款の変更（法第45条の36第2項、第28条第2項）

定款を変更する際には、評議員会の決議を経て、所轄庁の認可（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければ、その効力は生じません。

また、組合等登記令（昭和39年政令第29号）の定めるところにより登記をしなければ、第三者に対抗することができなくなる事項があります。

3 社会福祉法人定款例

① 定款の条文の考え方

これまで社会福祉法人が定款を作成する際に参考にしてきた「社会福祉法人定款準則」は、「社会福祉法人定款例」になりました。

社会福祉法人定款例では、これまでの定款準則とは異なり、法で必ず定款に記載しなければならない事項を全て記載するとともに、その内容が法令に沿ったものであれば、定款例の文言に拘束されずに、各法人が自由な文言で記載することができます。

○必要的記載事項（直線）

必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項（法第31条第1項各号に掲げる事項等）

○相対的記載事項（点線）

必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項

○任意的記載事項（下線なし）

法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

② 租税特別措置法の特例適用を受ける場合の定款

租税特別措置法第40条の特例の適用を受ける場合には、定款に必要事項を定め、国税庁長官の非課税承認を受ける必要があります。詳細については、「社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて」（平成28年11月11日事務連絡、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課）を参照してください。

なお、租税特別措置法第40条の適用を受けるか否かは各法人の判断により自由に決定できます。

社会福祉法人定款例

社会福祉法人定款例

社会福祉法人〇〇福祉会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害児入所施設の経営

(ロ) 特別養護老人ホームの経営

(ハ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 老人介護支援センターの経営

(ハ) 保育所の経営

(ニ) 障害福祉サービス事業の経営

(ホ) 相談支援事業の経営

(ヘ) 移動支援事業の経営

(ト) 地域活動支援センターの経営

(チ) 福祉ホームの経営

(備考)

- (1) 具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体现するものとする。
- (2) 児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとする。
- (3) 上記記載は、あくまで一例であるので、(1)、(2)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。
- (4) 市町村社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇市（区町村）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - (5) 地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業（指定都市社会福祉協議会に限る。）
 - (6) 共同募金事業への協力
 - (7) 福祉サービス利用援助事業
 - (8) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営
(注) 記載に当たっては、第一条の(1)及び(2)の例によること。
 - (9) その他本会の目的達成のため必要な事業
- (5) 都道府県社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇県（都道府）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業
- (5) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- (8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (9) 共同募金事業への協力
- (10) 〇〇県福祉人材センターの業務の実施
- (11) 日常生活自立支援事業
- (12) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営
(注) 記載に当たっては、第一条の(1)及び(2)の例によること。
- (13) その他本会の目的達成のため必要な事業

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者 等)を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

(備考)

最小行政区の市区町村名までの記載でも可能。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

(備考一)

確定数とすることも可能。

(備考二)

法第 40 条第 3 項の規定により、在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。なお、平成 27 年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が 4 億円を超えない法人及び平成 28 年度中に設立された法人については、平成 32 年 3 月 31 日までは、評議員の人数は 4 名以上でよいものとする。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

(備考)

評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない(法第 31 条第 5 項)。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(備考)

法第 41 条第 1 項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

法第 41 条第 2 項に基づき、補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には、第 1 項の次に次の一項を加えること。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、<例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として>支給することができる。

(備考一)

無報酬の場合は、その旨を定めること。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

(備考二)

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない(法第 45 条の 35、第 59 条の 2 第 1 項第 2 号)。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事<並びに会計監査人>の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(備考)

会計監査人を置いていない場合、〈〉内は不要。

(2)については、本定款例のように報酬等の額を定款で定めない場合には、評議員会において決定する必要がある（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条第1項）。

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に1回開催するほか、(〇月及び)必要がある場合に開催する。

(備考)

定時評議員会は、年に1回、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない（法第45条の9第1項）ので、開催時期を定めておくことが望ましい。なお、「毎年度〇月」については、4月～6月までの範囲となる。開催月を指定しない場合は「毎年度〇月」を「毎会計年度終了後3ヶ月以内」とすることも差し支えない。他方、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。（法第45条の9第2項）。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の〈例:3分の2以上〉に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達

するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（備考）

第一項については、法第45条の9第6項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。（例：理事の解任等）

第二項については、法第45条の9第7項に基づき、3分の2以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。

（議事録）

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

（備考一）

記名押印ではなく署名とすることも可能。

（備考二）

第二項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印することとしても差し支えないこと。

第四章 役員及び<会計監査人並びに>職員

（役員<及び会計監査人>の定数）

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

（1）理事 ○○名以上○○名以内

（2）監事 ○○名以内

- 2 理事のうち一名を理事長とする。

- 3 理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。

<4 この法人に会計監査人を置く。>

（備考）

（1）理事は6名以上、監事は2名以上とすること。

（2）理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。

（3）業務執行理事については、「理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とすることができる。」と定めることも可能。

（4）会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

（5）社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、理事長を「会長」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があること。

<例>理事長、業務執行理事の役職名を、会長、常務理事とする場合の例

2 理事のうち1名を、会長、○名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員＜及び会計監査人＞の選任)

第一六条 理事及び監事＜並びに会計監査人＞は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(備考)

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、＜例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。＞

3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(備考)

理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上とすることも可能である(法第45条の16第3項)。

＜例＞

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(備考)

会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

(会計監査人の職務及び権限)

第〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員＜及び会計監査人＞の任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

＜3 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。＞

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(備考二)

理事の任期は、定款によって短縮することもできる(法第45条)。

法第45条に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

(役員＜及び会計監査人＞の解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

＜2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、) 会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。＞

(備考)

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(役員＜及び会計監査人＞の報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、＜例：評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞報酬等として支給することができる。

<2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

第1項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

(備考三)

費用弁償分については報酬等に含まれない。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(備考一)

運営協議会（地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの）を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第〇条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第〇条 運営協議会の委員は〇名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第〇条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

(1) 地域の代表者

(2) 利用者又は利用者の家族の代表者

(3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第〇条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第〇条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

(備考二)

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 会員

(会員)

第〇条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

(備考三)

都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第〇条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

(運営適正化委員会の委員の定数)

第〇条 運営適正化委員会の委員は〇名とする。

(運営適正化委員会の委員の選任)

第〇条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

(運営適正化委員会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

(業務の報告)

第〇条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

(その他)

第〇条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(備考)

(1) 「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

- ① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定

することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等(注) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることのできる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。
- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
(注) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。
- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄
ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
(注) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。
- ⑧ 予算上の予備費の支出
- ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること
- ⑪ 寄付金の受入れに関する決定
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。
なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

（招集）

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当

該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(備考)

第一項については、法第45条の14第4項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

(議事録)

第二十七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

定款で、署名し、又は記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる(法第45条の14第6項)。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) ○○県○○市○丁目○○番所在の木造瓦葺平家建○○保育園園舎 一棟
(平方メートル)

(2) ○○県○○市○丁目○○番地所在の○○保育園 敷地(平方 メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(備考)

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)の四種(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種)とする。

2 本文第二項に同じ。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)は、第○条に掲げる公益を目的とする事業及び第○条に掲げる収益を目的とする事業(公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載)の用に供する財産とする。

5 本文第四項に同じ。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(備考)

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の一項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、〈例1：理事会の承認、例2：理事会の決議を経て、評議員会の承認〉を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細

書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（備考）会計監査人を置いている場合の例

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

(備考一)

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 公益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 〇〇の事業

(2) 〇〇の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(注1) 具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

(注2) 上記記載は、あくまで一例であるので、(注1)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(注3) 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

(備考二)

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

(1) 〇〇業

(2) 〇〇業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

(収益の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和三三年政令第一八五号)第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

(備考)

母子及び寡婦福祉法(昭和三九年法律第一二九号)第一四条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令(昭和三九年政令第二二四号)第六条第一項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、〔所轄庁〕の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(備考)

解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員<、会計監査人>は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長

理 事

//

//

//

//

監 事

//

評議員

//

//

//

//

//

//

<会計監査人>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

平成 29 年 4 月 1 日前に設立された法人は、評議員及び会計監査人の定めは不要。

第5章 資産

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために必要な資産（土地、建物など）を備えなければなりません。

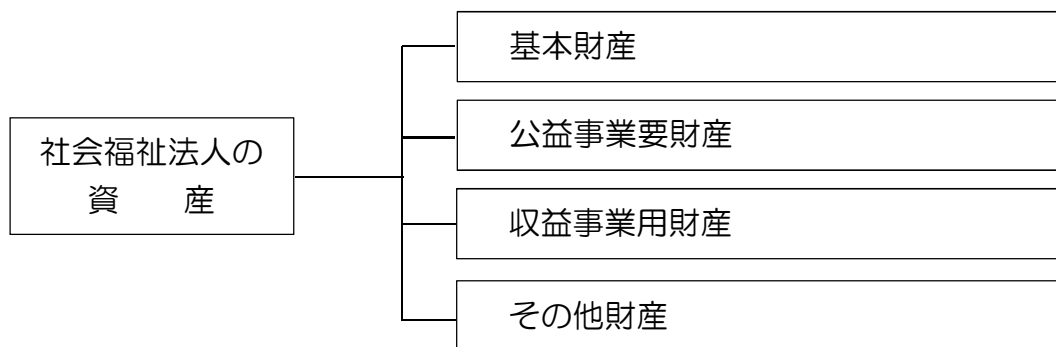
特に、社会福祉事業の実施のために用いられる土地や建物は、原則として自己所有（社会福祉法人が所有権を有すること）を原則され、例外として、地方公共団体からの貸与等、所有以外の方法による場合であっても認められる場合もあります。

また、設立当初から確実に社会福祉事業が開催できるよう、設立当初時点での運転資金についても、一定の条件があります。

1 資産の区分と自己所有の原則

(1) 資産の区分

社会福祉法人の資産の区分は、「基本財産」、「公益事業用財産」（公益事業を行う場合に限る。）、「収益事業用財産」（収益事業を行う場合に限る。）及び「その他財産」に区分されます。



(2) 自己所有の原則

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有し、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けている必要があります。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けることとして差し支えありませんが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記する必要があります。

また、設置する施設等によっては、次のとおり自己所有の原則について特例の規定があります。

ア 特別養護老人ホームを設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年8月22日社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

イ 地域活動支援センターを設置する場合

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成24年3月30日社援発0330第5号社会・援護局長通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

ウ 既設法人が福祉ホームを設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第669号・社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

エ 既設法人が通所施設を設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生

省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

オ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

カ 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合

「地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」(平成16年12月13日社援発第1213003号・老発1213001号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

キ 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業(利用定員が10人以上であるものに限る。)を行う施設を設置する場合

社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業を行う施設については、保育所と同様に「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)第1の1及び2に準じた取扱いとして差し支えないこと。

ク 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成28年7月27日社援発0727第1号・老発0727第1号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

2 基本財産

社会福祉法人は、社会福祉事業を確実かつ安定的に実施するため、事業の用に供する財産を、次の（１）から（６）のとおり基本財産として位置づける必要があります。

また、基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があります、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当ではないとされています。

- ① 価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等）
- ② 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）
- ③ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）
- ④ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）

なお、基本財産は、法人存立の基礎となることから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記しなければなりません。

（１）社会福祉施設を経営する法人

すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産とする必要があります。

ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、100万円（法人の設立時期によっては1000万円）以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限ります。以下同じ。）を基本財産として有しなければなりません。

（２）社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）

一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であることから、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないとされています。

ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができます。

- (3) 母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。）（以下「居宅介護等事業」と総称する。）の経営を目的として法人を設立する場合

「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成12年9月8日障第671号・社援第2030号・老発第629号・児発第733号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えありません。

- (4) 共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合

「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成14年8月30日社援発第0830007号・老発第0830006号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えありません。

- (5) 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合

「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」（平成15年5月8日社援発第0508002号）に定めるとおりの取扱いとして差し支えありません。

- (6) 社会福祉協議会（社会福祉施設を経営するものを除く。）及び共同募金会
300万円以上に相当する資産を基本財産として有する必要があります。

ただし、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会（以下「市区町村社会福祉協議会」と総称する。）にあっては、300万円と10円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額（100万円以下のときは100万円とする。）とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えありません。

(備考)

(1) から (6) まで以外の財産であっても、法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えありません。

3 公益事業用財産及び収益事業用財産

(1) 原則

社会福祉法人が公益事業又は収益事業を行う場合には、公益事業及び収益事業の用に供する財産を、他の財産と明確に区分して管理する必要があります。

ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用することができます。

(2) 管理運用

公益事業用財産及び収益事業用財産の管理運用にあたっては、安全、確実な方法で行うことが望ましいこととされ、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められます。

なお、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られることとされています。

ただし、上記にかかわらず、以下の要件を満たす場合には、保有割合が2分の1を超えない範囲で、未公開株を保有することが可能です。

- ① 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること
- ② 法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること
- ③ 未公開株への拠出（額）が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること

4 その他財産

基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべてその他財産として管理されます。

その他財産の処分等に特別の制限はありませんが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意する必要があります。

なお、財産の管理運用については、上記3（2）と同様です。

第6章 会計

1 会計の処理

社会福祉法人は、社会福祉法人会計基準で定める基準に従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。）、その附属明細書及び財産目録を作成しなければなりません。

なお、会計基準の規定は事業の種類を問わず、法人が行う全ての事業に関する会計に適用され、会計基準に定めるもののほか、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しなければならないとされています。

2 会計年度

社会福祉法人の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までです。
会計年度は、法により定められ、期間を変更することは出来ません。

3 会計の原則

社会福祉法人は、次に掲げる原則に従って会計処理を行い、計算書類、その附属明細書及び財産目録を作成する必要があります。

ア 明瞭表示の原則

計算書類は、資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示しなければなりません。

イ 簿記の原則

計算書類は、正規の簿記の原則にしたがって正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければなりません。

ウ 継続性の原則

採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更してはいけません。

エ 重要性の原則

重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができます。

4 会計帳簿の整備

(1) 作成と保存

社会福祉法人は、適時に、正確な会計帳簿を作成する必要があります。
また、作成した会計帳簿は、会計帳簿を閉鎖したときから 10 年間保存しなければなりません。

(2) 作成方法

社会福祉法人が作成する会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額
その他会計帳簿の作成に関する事項は次のとおりに処理しなければなりません。

① 資産の評価

資産については、会計帳簿にその取得価額を付さなければなりません。
ただし、受贈又は交換によって取得した資産については、その取得時における公正な評価額を付すものとし、会計年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産については、当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければなりません（ただし、使用価値を算定できる有形固定資産及び無形固定資産であって、当該資産の使用価値が時価を超えるものについては、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて、使用価値を付することができる）。

ア 有形固定資産及び無形固定資産

有形固定資産及び無形固定資産については、原則として会計年度の末日において、相当の償却をしなければなりません。

イ 受取手形、未収金及び貸付金等の債権

受取手形、未収金、貸付金等の債権については、徴収不能のおそれがあるときは、会計年度末日においてその時に徴収することができないと見込まれる額を控除しなければなりません。

ウ 満期保有目的の債券以外の有価証券

満期保有目的の債券（満期まで保有する意図をもって保有する債券）以外の有価証券のうち市場価格があるものについては、会計年度の末日においてその時の時価を付さなければなりません。

工 棚卸資産

棚卸資産については、会計年度の末日における時価がその時の取得原価より低いときは、時価を付さなければなりません。

② 負債の評価

負債については、会計帳簿に債務額を付さなければなりません。

なお、賞与引当金、退職給付引当金のほか、引当金については、会計年度の末日において、将来の費用の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を費用として繰り入れることにより計上した額を付さなければなりません。

③ 純資産

純資産は、次の科目ごとに適正に処理する必要があります。

ア 基本金

基本金には、社会福祉法人が事業開始等にあたって財源として受け入れた寄附金の額を計上します。

イ 国庫補助金等特別積立金

国庫補助金等特別積立金には、社会福祉法人が施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金、助成金、交付金等の額を計上します。

ウ その他の積立金

その他の積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、社会福祉法人が理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上します。

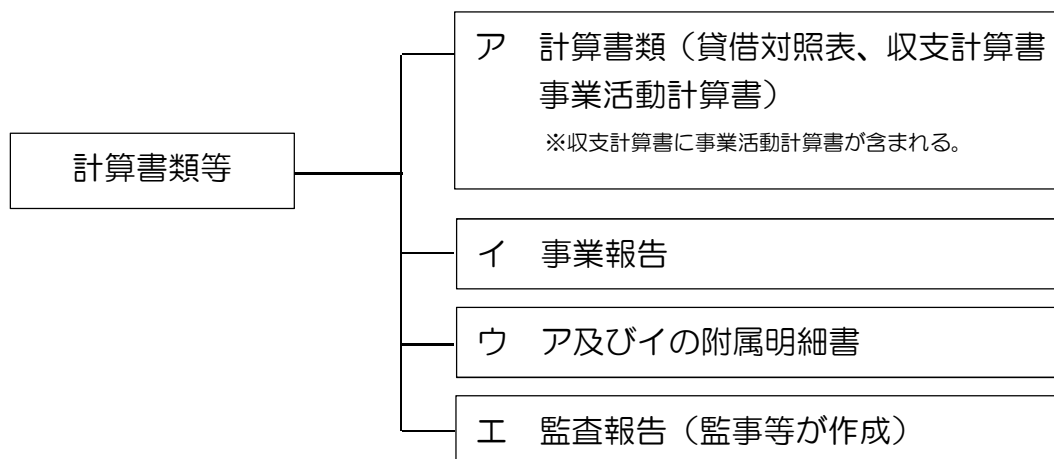
(3) 閲覧等の請求

当該社会福祉法人の評議員は、法人の業務時間内であればいつでも、閲覧および謄写の請求ができます。

5 計算書類等の整備

「計算書類等」とは、ア. 計算書類、イ. 事業報告、ウ. ア及びイの附属明細書ならびにオ. 監査報告を指し、社会福祉法人は、毎会計年度終了3月以内に計算書類等を作成する必要があります。

また、これらは電磁的記録をもって作成することができます。



(1) 作成

すべての社会福祉法人は、毎会計年度終了後3月以内に、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）、事業報告、並びにこれらの附属明細書を作成しなければなりません。

なお、計算書類等の作成については、次の事項に留意する必要があります。

① 総額表示

計算書類等に記載する金額は、原則として総額（円単位）をもって表示しなければなりません。

② 会計の区分

会計は次の区分を設けて経理する必要があります。

ア 事業区分

会計は「社会福祉事業」「公益事業」及び「収益事業」の区分で整理しなければならない。

イ 拠点区分

会計は社会福祉法人が行う事業の会計管理の実態を勘案して区分

を設け、経理しなければならない。なお、拠点区分には、サービス区分（社会福祉法人がその行う事業の内容に応じて設ける区分）を設けなければならない。

ウ 内部取引

計算書類の作成に関して、内部取引の相殺消去をします。

(2) 貸借対照表

貸借対照表は、当該年度末におけるすべての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示するものでなければならないとされています。

① 区分

事業活動計算書は次に掲げる「部」に区分します。

ア 資産の部

「流動資産」と「固定資産」に区分して記載します。

イ 負債の部

「流動負債」と「固定負債」に区分して記載します。

ウ 純資産の部

「基本金」、「国庫補助金等特別積立金」、「その他の積立金」及び「次期繰越活動増減差額」に区分して記載します。

② 勘定科目

会計基準別表第三に定める勘定科目を用いて作成します。

(3) 資金収支計算書

資金収支計算書は、当該会計年度におけるすべての支払資金の増加及び減少の状況を明瞭に表示するものでなければならないとされています。

① 資金収支計算の範囲

資金収支計算は、当該会計年度における「支払資金」（流動資産及び流動負債（経常的な取引以外の取引によって生じた債権又は債務のうち

貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものとして固定資産又は固定負債から振り返られた流動資産又は流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）の増加及び減少に基づいて行います。

なお、支払資金残高は、当該流動資産と流動負債の差額とします。

② 区分

資金収支計算書は次に掲げる「収支」に区分します。

ア 事業活動による収支

経常的な事業活動による収入（受取利息配当金収入を含む。）及び支出（支払利息を含む。）を記載します。

イ 施設整備等による収支

固定資産の取得に係る支出及び売却に係る収入、施設整備等補助金収入、施設整備等寄附金収入、設備資金借入金収入、設備資金借入金元金償還支出その他施設整備等に係る収入及び支出を記載します。

ウ その他の活動による収支

長期運営資金の借入れ及び返済、積立資産の積立て及び取崩し、投資有価証券の購入及び売却等資金の運用に係る収入（受取配当金を除く。）及び支出（支払利息支出を除く。）並びに上記ア及びイに属さない収入及び支出を記載します。

③ 勘定科目

会計基準別表第一に定める勘定科目を用いて作成します。

（4）事業活動計算書

事業活動計算書は、当該年度におけるすべての純資産の増減の内容を明瞭に表示するものでなければならぬとされています。

① 区分

事業活動計算書は次に掲げる「部」に区分します。

ア サービス活動増減の部

サービス活動による収益及び費用を記載します。

イ サービス活動外増減の部

受取利息配当金収益、支払利息、有価証券売却益、有価証券売却損その他サービス活動以外の原因による収益及び費用であって経常的に発生するものを記載します。

ウ 特別増減の部

基本金、及び国庫補助金等の収益、基本金の組入額、国庫補助金等特別積立金の積立額、固定資産売却等に係る損益その他の臨時的な損益（金額が僅少なものを除く。）を記載します。

エ 繰越活動増減差額の部

前期繰越活動増減差額、基本金取崩額、その他の積立金積立額及びその他の積立金取崩額を記載します。

② 勘定科目

会計基準別表第二に定める勘定科目を用いて作成します。

(5) 監査等の実施

① 監事等による監査

計算書類等（ア～ウ）は、監事による監査を受ける必要があります。

また、会計監査人を設置している法人は、監事の監査に加え、ア. 計算書類、ウ. 附属明細書について会計監査人の監査を受ける必要があります。

② 理事会の承認

監事等の監査を受けた計算書類等は、理事会の承認を受けなければなりません。

③ 定時評議員会への提出・承認

理事会の承認を受けた計算書類等は、定時評議員会の承認を受けなければなりません。なお、イ. 事業報告については、評議員会への報告で足りることとされています。

(6) 各種計算書類の関係

社会福祉法人が作成する計算書類（資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表及びこれらの内訳表）は、互いにリンクするように設計されています。

各種計算書類の作成にあたっては、次の算定式と法人の計算書類が一致しているのかをご確認ください。

- A 資金収支計算書（当期末支払資金残高）
- B 資金収支内訳表（当期末支払資金残高）
- C 事業活動計算書（次期繰越活動増減差額）
- D 事業活動内訳表（次期繰越活動増減差額）
- E 貸借対照表（流動資産）
- F 貸借対照表（診療・療養費等材料、給食用材料、商品・製品、仕掛品、原材料、1年以内回収予定長期貸付金、徴収不能引当金、医薬品（病院や老健を運営する施設分のみ）を合算した額）
- G 貸借対照表（流動負債）
- H 貸借対照表（1年以内返済予定設備資金借入金、1年以内返済予定長期運営資金借入金、1年以内返済予定リース債務、1年以内返済予定役員等長期借入金、1年以内支払予定長期未払金、賞与引当金を合算した額）
- I 貸借対照表（次期繰越活動増減差額）
- J 貸借対照表内訳表（次期繰越活動増減差額）

$$A=B=(E-F)-(G-H)$$

$$C=D=I=J$$

参考：相関関係のイメージ

資金収支計算書関係

資金収支計算書

第1号の1様式

勘定科目	平成 年 月 日		平成 年 月 日		備考
	予算(A)	決算(B)	予算(A)-(B)		
現金					
当期末支払資金残高(11)+(12)				A	

資金収支内訳表

第1号の2様式

勘定科目	平成 年 月 日		平成 年 月 日		備考
	予算	決算	予算	決算	
当期末支払資金残高(10)+(11)				B	

A=B

貸借対照表関係

貸借対照表

第3号の1様式

資産の部				負債の部			
当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減	
E				G			
流動資産				流動負債			
医薬品				H			
診療・療養費等材料							
給食用材料							
商品・製品							
仕掛品							
原材料							
F				賞与引当金			
1年以内回収予定長期貸付金							
I				次期繰越活動増減差額			
徴収不能引当金							

(E-F)-(G-H)

貸借対照表内訳表

第3号の2様式

勘定科目	平成 年 月 日		平成 年 月 日		備考
	予算	決算	予算	決算	
次期繰越活動増減差額				J	

C=D=I=J

事業活動計算書関係

事業活動計算書

第2号の1様式

勘定科目	平成 年 月 日		平成 年 月 日		備考
	予算	決算	予算	決算	
次期繰越活動増減差額				C	
(17)=(13)+(14)+(15)-(16)					

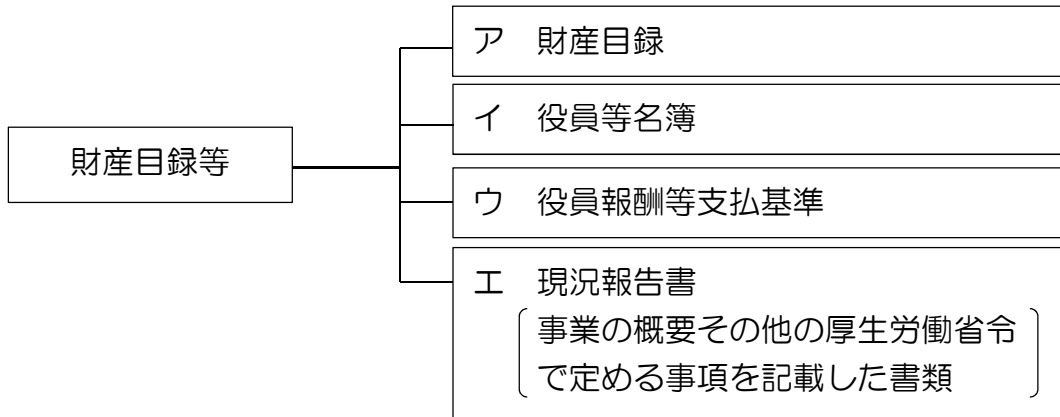
事業活動内訳表

第2号の2様式

勘定科目	平成 年 月 日		平成 年 月 日		備考
	予算	決算	予算	決算	
次期繰越活動増減差額				D	
(17)=(13)+(14)+(15)-(16)					

6 財産目録等の整備

「財産目録等」とは、ア. 財産目録、イ. 役員等名簿、ウ. 役員報酬等支払基準ならびにエ. 現況報告書を指します。



(1) 作成と保存

社会福祉法人は事業年度ごとに作成する必要があります。

(2) 監査等の実施

① 監事等による監査

財産目録は、監事等による監査を受ける必要があります。

② 理事会の承認

監事等の監査を受けた財産目録は、理事会の承認を受けなければなりません。

③ 定時評議員会への提出・承認

理事会の承認を受けた財産目録は、定時評議員会の承認を受けなければなりません。

第六章 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画

1 社会福祉充実残額と社会福祉充実計画

社会福祉法人の運営資金には、国民の税や保険料を原資とする介護報酬や措置費、委託費などが含まれているため、その運営費の黒字分（法では「社会福祉充実残額」といいます。）については、積極的に社会福祉事業等の拡充のために支出する必要があります。

社会福祉法人制度改革では、これまで不明確であった社会福祉充実残額の算定方法を定め、社会福祉充実残額がある場合には、計画（法では「社会福祉充実計画」といいます。）を作成し、その計画に基づき社会福祉事業等に支出するしくみができました。

社会福祉充実残額の考え方

社会福祉充実残額を考えるにあたっては、社会福祉充実残額を発生させること（＝事業を通して黒字を発生させること）が問題なのではなく、**その黒字額の用途を、税や保険料を負担している国民に説明せず理由もなく貯め込むことが問題である**ことに留意してください。

社会福祉充実残額が多額であっても、しっかりと社会福祉充実計画を作成し、計画に基づいて社会福祉事業等へ支出しているのであれば、問題ありません。

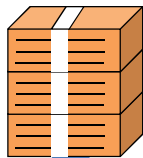
2 社会福祉充実残額

(1) 算定方法

社会福祉充実残額は、おおむね次のページの図のとおり算定します。
なお、社会福祉充実残額の算定は、毎会計年度行う必要があります。

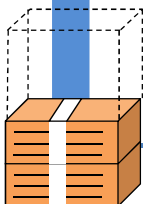
(2) 計画の策定

社会福祉充実残額が0円以下である場合には、社会福祉充実計画の策定は不要ですが、1万円以上である場合には原則として計画を策定する必要があります。ただし、計画の策定に係る費用が社会福祉充実残額を上回ることが明らかな場合には、その費用により社会福祉充実残額を費消し、事実上、社会福祉充実計画の実施が不可能となることから、計画を策定する必要はありません。



社会福祉法人の決算額

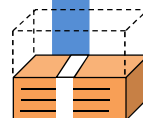
(社会福祉事業、公益事業、収益事業を問わずすべての法人会計)



STEP 1 貸借対照表の数字から「活用可能な財産」の額を算定

活用可能な財産

= 資産の部 - 負債の部 - 資本金 - 国庫補助等特別積立金



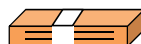
STEP 2 事業継続に最低限必要な財産（控除対象財産）を引く

① 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等



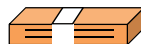
- ・ 現に事業に活用している土地、建物、設備
- ・ サービスの提供に必要な物品
- ・ 用途が限定されている寄付金 など

② 再取得に必要な財産

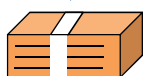


- ・ 将来の建替に必要な費用
- ・ 建替までの間の大規模修繕に必要な費用
- ・ 設備、車両等の更新に必要な費用 など

③ 必要な運転資金



- ・ 年間事業活動支出の3か月分 など



社会福祉充実残額

- ・ 社会福祉充実計画を作成し、社会福祉事業等へ支出する必要がある財産
- ・ 最終的な計算の結果、1万円未満の端数が生じるときは切り捨てる

STEP 1 貸借対照表の数字から「活用可能な財産」の額を算定

法人単位の貸借対照表から、次のとおり計算をします。

なお、計算の結果が0（ゼロ）以下となる場合には、社会福祉充実残額が生じないことが明らかであるので、STEP 2以降の計算は不要です。

「活用可能な財産」の算定式

A. 資産の部合計 - **B. 負債の部合計** - **C. 基本金** - **D. 国庫補助金等特別積立金**

法人単位の貸借対照表

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産				流動負債			
現金預金 有価証券 ・ ・				事業未払金 支払手形 ・ ・			
固定資産				固定負債			
基本財産 土地 ・ ・				設備資金借入金 リース債務 ・ ・			
その他の固定資産				負債の部合計	B		
土地 建物 ・ ・				純資産の部			
				基本金 国庫補助金等特別積立金 その他の積立金 次期繰越活動増減差額	C D		
				純資産の部合計			
資産の部合計	A			負債及び純資産の部合計			

STEP2 事業継続に最低限必要な財産（控除対象財産）を引く

STEP1 で算定した「活用可能な財産」額から、さらに社会福祉法人の運営のために必要な財産（控除対象財産）を差し引き、社会福祉充実残額を算定します。なお、控除対象財産は、大きく次の3種に区別されます。

- (1) 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等
- (2) 再取得に必要な財産
- (3) 必要な運転資金

(1) 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等

「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除できる財産は、法人が「現に」実施する社会福祉事業等に、直接又は間接的に供与されている財産であって、この財産がなければ事業の実施に直ちに影響を及ぼすものが対象となります。



会計科目別の控除財産

会計科目ごとの控除財産の可否については、「社会福祉法第 55 条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成 29 年1月 24 日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか）に示されていますので、参照してください。

(2) 再取得に必要な財産

「再取得に必要な財産」として控除できる財産は、現に事業に活用している建物・設備と「同等のもの」を将来的に更新することを前提としつつ、建物については建設当時の建設資材や労務費の変動等を考慮したうえ建設単価等上昇率を勘案した上で算定した必要額が対象となります。

(3) 必要な運転資金

賞与の支払いや突発的な建物の補修工事等の緊急的な支出等に備えるための最低限の手元流動資金を確保するため「必要な運転資金」として控除できる財産は、法人単位の資金収支計算書における事業活動支出に 12 分の3を乗じた額（＝3か月分）が対象となります。

なお、次のいずれかに該当する法人については、将来的な事業用土地・建物の取得を考慮し、年間事業活動支出全額（＝1年分）を控除することがで

きます（年間事業活動支出全額を控除する場合には、あわせて（２）再取得に必要な費用及び（３）必要な運転資金を控除することができません）。

- ① 現に社会福祉事業等の用に供している土地・建物を所有していない
- ② 当該土地・建物の価額が著しく低い場合（※）

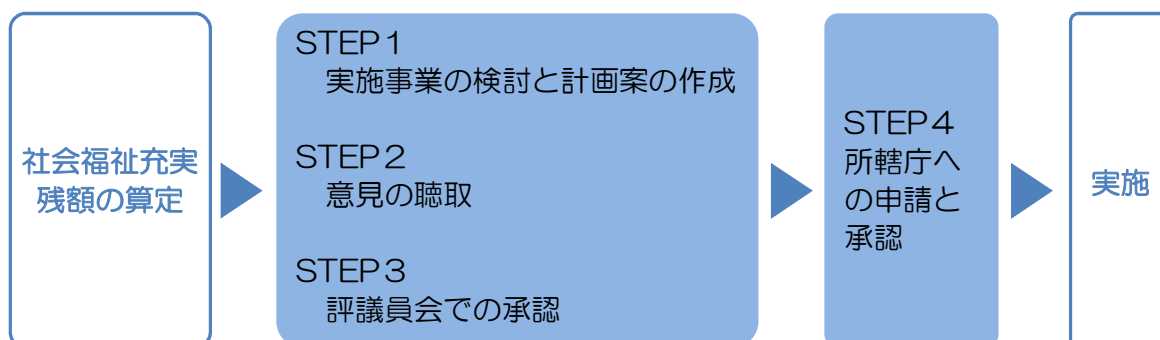
※「（２）再取得に必要な財産」と「（３）必要な運転資金」の合計額が年間事業活動支出を下回る場合に限る。

3 社会福祉充実計画

社会福祉充実残額がある社会福祉法人は、社会福祉充実計画を作成し、社会福祉事業等へ再投下する必要があります。

（１）社会福祉充実計画の作成

社会福祉充実計画は、次のステップにより作成します。



STEP 1 実施事業の検討と計画案の作成

（１）実施事業の検討（法第55条の2第4項）

社会福祉法人は、次に掲げる事業の順にその実施について検討し、社会福祉充実計画を作成します。

- ① 社会福祉事業又は公益事業（法第2条第4項第4号に掲げる事業に限る。）
- ② 地域公益事業（法第2条第4項第4号に掲げる事業を除き、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものに限る。）
- ③ 公益事業（①及び②に該当するものを除く。）

(2) 計画案の作成

社会福祉充実計画案の作成については、次の事項に注意して作成する必要があります。

① 計画の対象

社会福祉充実残額（1万円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てる）の全額について、法人単位で作成します。

② 計画の期間

原則として社会福祉充実残額を算定した会計年度の翌会計年度から5か年度以内の範囲で定めます。

③ 事業の実施

計画の期間の範囲内において、事業の始期や終期、実施期間（単年度又は複数年度）各年度の事業費の配分などは、法人の任意で設定出来ます。

STEP2 意見の聴取

(1) 地域住民等への意見聴取（法第55条の2第6項）

「地域公益事業」の実施 が含まれる社会福祉充実計画を作成する場合には、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見も聴取する必要があります。

(2) 公認会計士等への意見聴取（法第55条の2第5項）

社会福祉充実計画の作成の際、公認会計士、税理士その他財務に関する専門的な知識経験を有する者として厚生労働省令で定める者の意見を聴取する必要があります。

STEP3 評議員会での承認（法第55条の2第7項）

社会福祉充実計画は、評議員会の承認を得る必要があります。

STEP4 所轄庁への申請と承認（法第55条の2第9項）

評議員会の承認を受けた社会福祉充実計画は、社会福祉充実残額が生じた会計年度の翌会計年度の6月30日までに所轄庁へ申請する必要があります。なお、計画の実施は所轄庁による計画の承認を受けた日以後となります。

(4) 計画の変更（法第55条の3）

社会福祉充実計画の内容を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める軽微な変更を除き、所轄庁の承認が必要です。なお、軽微な変更については、所轄庁への届出を要します。

① 「変更申請」を必要とする計画の変更

- ・新規事業を追加する場合
- ・既存事業の内容について、次の変更を行う場合
 - ア 対象者の追加・変更
 - イ 支援内容の追加変更
- ・計画上の事業費について20%を超えて増減させる場合
- ・事業費の変更にあわせて計画上の社会福祉充実残額について20%を超えて増減させる場合
- ・市町村域を超えて事業実施地域の変更を行う場合
- ・事業実施年度の変更をする場合
- ・年度を超えて事業実施期間の変更を行う場合

② 「届出」を必要とする計画の変更

- ・既存事業の内容について、①に掲げる事項以外の軽微な変更を行う場合
- ・計画上の事業費について20%以内で増減させる場合
- ・事業費の変更にあわせて計画上の社会福祉充実残額について20%以内で増減させる場合
- ・同一市町村内で事業実施地域の変更を行う場合
- ・同一年度内で事業実施期間の変更を行う場合
- ・法人名、法人代表者名、主たる事務所の所在地、連絡先の変更を行う場合

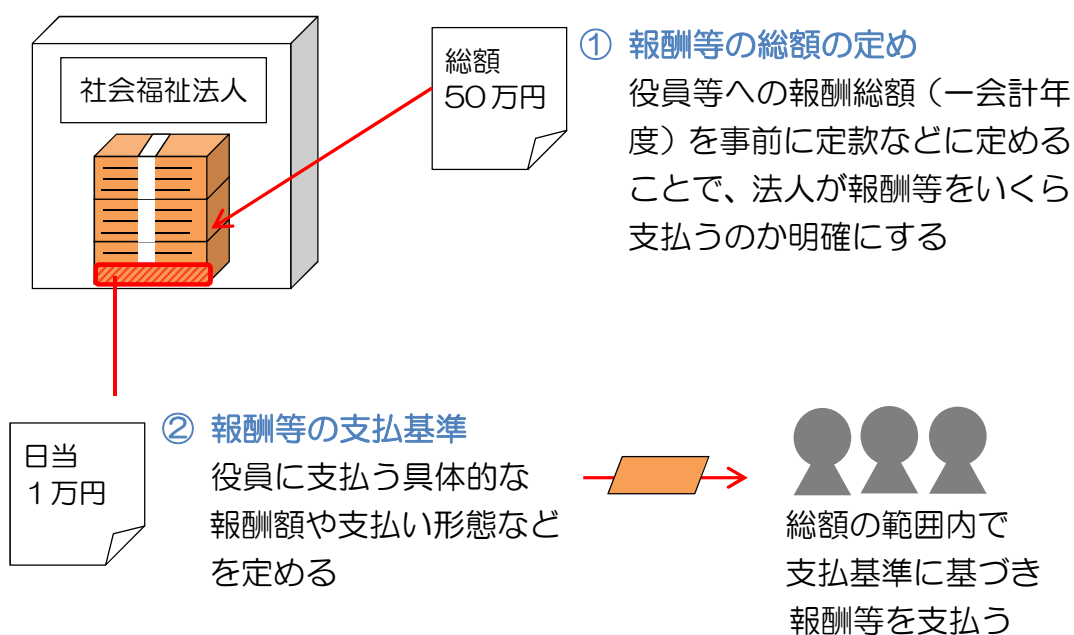
第七章 役員等の報酬

1 適正な役員等の報酬

(1) 役員等の報酬

役員等（理事、監事及び評議員）の報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいいます。）は、事前に定款などで定められた金額の範囲内において、別に定める支払基準に基づき適正に支払う必要があります。

また、役員等へ職員として支払う給与も「報酬等」に含まれるほか、交通費相当分とは別に日当を支払っている場合には、名称を問わず「報酬等」に含まれ、総額の定めと支払基準に基づく支払いが必要ですのでご注意ください。



① 報酬等の総額の定め

役員等に対する報酬等の総額は、定款や評議員会の決議で定める必要があります。



無報酬の場合

役員等の報酬を無報酬（0円）とする場合には、その旨、定款や評議員会の決議により定める必要があります。

ア 評議員の報酬等

評議員の報酬等の額は、定款で定める必要があります。一会計年度に評議員すべてに支給する報酬等の合計額として定める方法や一会計年度に支給する一人あたりの報酬等の合計額を定める方法があります。

イ 理事の報酬等

理事の報酬等の額は、定款にその額が定めていないときは、評議員会の決議によって定めることとなります。

ウ 監事の報酬等

監事の報酬等の額は、定款にその額が定めていないときは、評議員会の決議によって定めることとなります。

なお、監事は、その適正な報酬を確保するため、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べるすることができます。

エ 会計監査人の報酬等

会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には、監事の過半数の同意を得る必要があります。

② 報酬等の支払基準

役員等に対する報酬等については、民間事業者の役員等の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準として次のように定めなければなりません。また、この報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けるとともに、これを公表する必要があります。



無報酬の場合

役員等の報酬を無報酬（0円）とする場合には、その旨を支払基準で定める必要があります。

ア 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分

常勤・非常勤別に報酬を定めること。

イ 報酬等の金額の算定方法

- (ア) 報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定すること。
- (イ) 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという規定は、許容される（国等他団体の俸給表等を準用している場合、準用する給与規程（該当部分の抜粋も可）を支給基準の別紙と位置づけ、支給基準と一体のものとして所轄庁に提出すること。）。
- (ウ) 評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。
- (エ) 退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給率を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという方法も許容される。

ウ 支給の方法

支給の方法とは、支給の時期（毎月か出席の都度か、各月または各年のいつ頃か）や支給の手段（銀行振込みか現金支給か）等をいう。

エ 支給の形態

支給の形態とは、現金・現物の別等をいう。ただし、「現金」「通貨」といった明示的な記載がなくとも、報酬額等につき金額の記載しかないなど金銭支給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等の記載は特段しなくても差し支えない。

(2) 報酬等支払基準および報酬総額の公表など

公表などについては、本手引き●ページ以降を参照してください。

2 関係者への特別の利益供与の禁止

社会福祉法人は、その事業を行うに当たり、次に掲げる者に対し、特別の利益を与えることはできません。

- ① 当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員
- ② ①に掲げる者の配偶者又は三親等以内の親族
- ③ ①及び②に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ ②及び③に掲げる者のほか、①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
- ⑤ 当該社会福祉法人の設立者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定める次のもの
 - ア 当該法人が他の法人の「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」における当該他の法人（以下「子法人」といいます。）
 - イ 一の者が当該法人の「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」における当該一の者

※「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合を指します。

- ① 一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合
- ② 評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が 100 分の 50 を超える場合
 - ア 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいいます。）又は評議員
 - イ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の職員
 - ウ 当該評議員に就任した日前5年以内にア又はイに掲げる者であった者
 - エ 一の者又はその一若しくは二以上の子法人によって選任された者
 - オ 当該評議員に就任した日前5年以内に一の者又はその一若しくは二以上の子法人によって当該法人の評議員に選任されたことがある者

第八章 情報公開

社会福祉法人は高い「公益性」を備えた法人として、事業運営の状況を広く地域住民や国民へ公開し、説明責任を果たす必要があります。

このため「事業運営の透明性の向上」では、閲覧・備置き、公表すべき書類等を整理するほか、閲覧請求者を利害関係人から国民一般に拡大するなど、社会福祉法人に対して、これまで以上に積極的な情報の公開を求めています。

(1) 定款

① 備置き

主たる事務所及び従たる事務所に備置く必要があります。

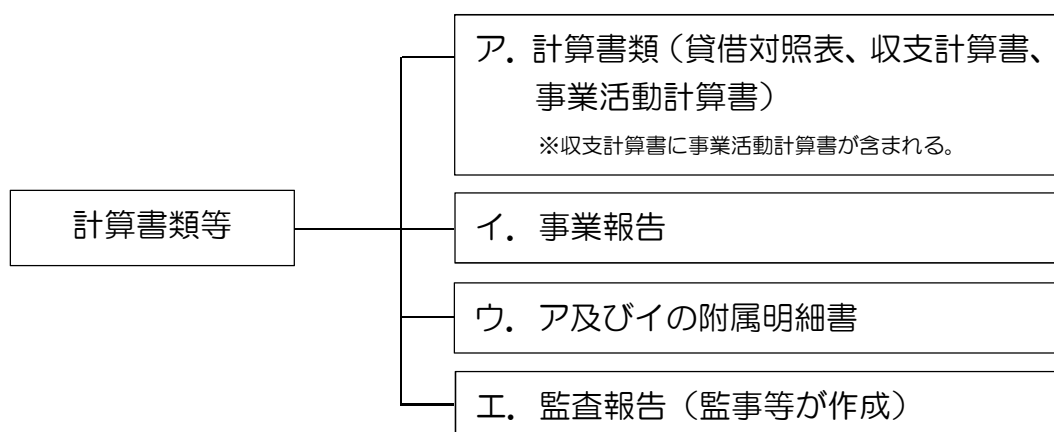
② 閲覧等の請求

評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内はいつでも閲覧、謄本・抄本の交付を請求することができます。また、評議員・債権者を除く何人も、社会福祉法人の業務時間内はいつでも閲覧を請求できます。

③ 公表

定款は、定款の変更認可申請・届出をした場合にはその都度、インターネットを利用して公表する必要があります。

(2) 計算書類



① 備置き（法第 45 条の 32 第 1 項及び第 2 項）

計算書類等は、定時評議員会の 2 週間前の日から 5 年間その主たる事務所
所に、従たる事務所には、その写しを定時評議員会の日の 2 週間前の日か
ら 3 年間、それぞれ備置く必要があります。

ただし、計算書類等を電磁的記録で作成し、閲覧請求や交付請求に応じ
ることができる厚生労働省令で定める措置をとっている場合は、従たる事
務所に備え置かなくても構いません。

② 閲覧等の請求（法第 45 条の 32 第 3 項及び第 4 項）

評議員・債権者は、社会福祉法人の業務時間内はいつでも計算書類等の
閲覧、謄本・抄本の交付を請求することができます。また、評議員・債権
者を除く何人も、社会福祉法人の業務時間内はいつでも閲覧を請求できま
す。

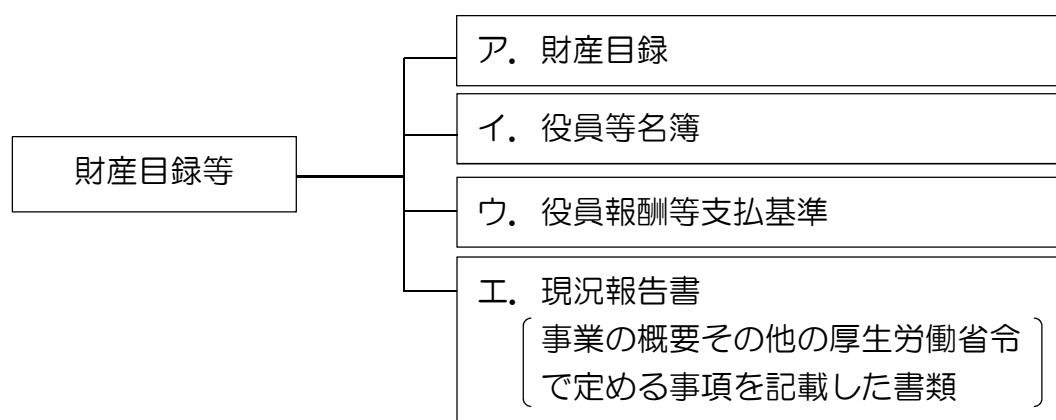
③ 公表（法第 59 条の 2 第 1 項第 3 号）

計算書類等のうち、厚生労働省令で定める書類については、インターネ
ットを利用して公表する必要があります。

④ 保存

イ事業報告及びその附属明細書を除くすべての計算書類等については、
作成後 10 年間保存する必要があります。

（3）財産目録等



① 備置き（法第 45 条の 34 第 1 項）

毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に（新設法人においては、成立した日以降遅滞なく）、財産目録等を作成し、作成から 5 年間その主たる事務所に、従たる事務所については、その写しを 3 年間、それぞれ備置く必要があります。

② 閲覧等の請求（法第 45 条の 34 第 3 項）

何人も、社会福祉法人の業務時間内はいつでも財産目録等の閲覧を請求できます。また、当該社会福祉法人の評議員以外の者から閲覧の請求がある場合には、「役員等名簿」に記載の「個人の住所」を除外して閲覧させることができます。

ただし、計算書類等を電磁的記録で作成し、閲覧請求や交付請求に応じることができる厚生労働省令で定める措置をとっている場合は、従たる事務所に備え置かなくても構いません。

③ 公表（法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号）

財産目録等のうち、厚生労働省令で定める書類については、インターネットを利用して公表する必要があります。

ただし、「報酬等の支給の基準を記載した書類」については、支給基準の変更について評議員会の承認を受けるごとに、インターネットを利用して公表する必要があります。

社会福祉法人設立・運営マニュアル

発行日 平成30年4月1日 初版発行

発行 沖縄県 子ども生活福祉部 福祉政策課

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（行政棟3階）

TEL (098) 866-2177 FAX (098) 866-2758
